

62
392

早稲田大學廿五年
史學部講義錄
有職故實
小杉 榎 邨

3 1 0 4 3 7 0 0 0 0

6 2 - 3 9 2

有職故實

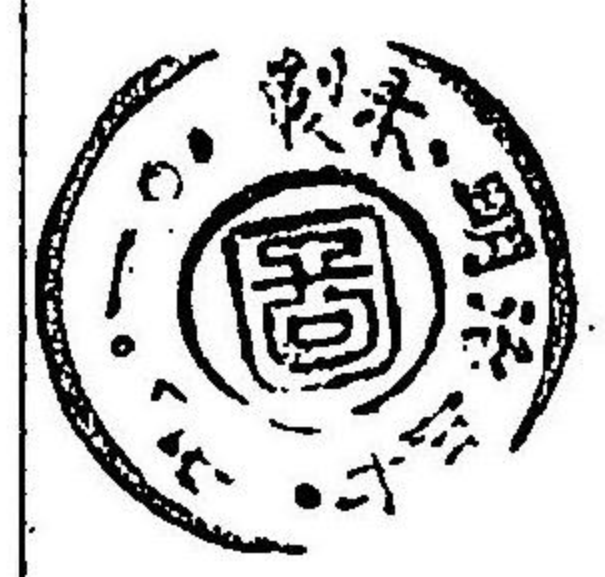
小杉 榎 邨 述



文學博士 小杉 楹 邨 述



職 故 實



早稻田大學出版部藏版

有職故實目次

- (一) 有職故實といふ語の解……………一
- (二) 有職故實學の大體……………五
- (三) 今の西京の皇居の由來……………九
- (四) 皇居の地域及び御建築の概畧……………二五
- (五) 皇居にて行はれし恒例臨時の朝儀分目……………三七
- (六) 平安朝の大内裏概略……………四五
- (七) 大内裏考證及び附圖……………五七
- (八) 上古の官職概略……………五九
- (九) うぢかばね……………七三

(十) 衣服その一……………八三

衣服その二……………一〇一

衣服その三……………一二三

衣服その四……………一三八

衣服その五……………一四二

有職故實

文學博士 小杉 楹 邨 講述

有職故實といふ語の解

有職（有職）と故實（故實）とは格別なる一學業にして、一つときにいふべき名稱ならぬことは豫め諸君も心得らるべきならむを、こゝに其畧説せん。まづ有職のかたは、續日本紀（桓武天皇）延暦九年七月百濟王仁貞以下四人上表の文に應神天皇命上毛野遠祖荒田別使於百濟聘有識者國王貴須王恭奉使旨擇採宗族遺其孫辰孫王（宗王名智）隨使入朝天皇嘉焉特加寵命以爲皇太子之師矣とあるを味ふべし。これ即ち百濟國より漢學の先達を聘され皇太子の御師範ともてあつかひ給ひしならずや。又三代實錄（清和天皇）貞觀五年五月の條に當時有識式部少輔從五位下小野朝臣篁云々ともあり、この篁といふ人は世間に聞えわたりし和漢の學匠詩歌書畫などにも、そのかみ比類の人なきまでにもてはやされしならずや。されば此等の一二を以て愚按するにも、今いふ所のたゞに男女の裝束沿革の一部分室内莊飾のかたはしなどを論談し、また婚

二
禮式法の進退、應接のかけひきなどの一部分をしめしものするを、有職家といひ或は故實者と稱呼するが如き、唯一部分、頗る範圍のせまきわざにはあらで、いはゆる字の如く、博聞多識の才學を有もてる大家をさす稱號なり。これ實に然あるべき事、論ふまでもあらず。この他中古假字歴史文の類、大鏡に、小野宮實賴公を、大かた何事にもいさうそくに、御心うるはしくとあるも物しりの意、また源氏物語に、いさうそくの限りといひ、心にくきいさうそくども、心々にあらそふなどある、みな文學卓絶の識見を有てる人をさせる名なる事は、世間の物しりといはるゝ人の限りをよびとへのさせ給ひ、其すぢの事を行はせ給ふをいひ、又心にくき云々とは、奥ゆかしくよろづにわたり、心得ある學匠どもが、われもくゝと其みづからの識見を競争して、まけじ劣らじとかきくらべのものを審判する意にいへるを以ても明かなり。この名稱なほこの源氏物語の文中又今少しさかのぼれる宇津保物語その他にもあるべけれど、さのみはとて畧く。

故實のかたにていはく、類聚國史(百七十四文の部)、(桓武天皇)延暦十三年、藤原繼繩等が國史編成の上表文に、總而書之以備故實と見え、また同十六年、重ねて國史編成の菅原眞道

等の上表文に、臣等搜故實於司在詢前聞於舊老とも見え、また三代實錄(清和天皇)貞觀十一年十二月、伊勢奉幣の告文に、我朝乃神國止畏、憚來留故實乎澆之、多失賜奈などあるを、はじめて、格式等の文中にも、所々見え、なほ古語拾遺にも、顧問故實、靡識根源とあるなど、みな皇國の故き事實に關かることがら、典故を研究したる意義をさせるものなり。さればこの意味を翫ぶに、有識とは最も博く、頗るその關係の大なるからに、その有識といふ字義の中に、故實の意も、おのづからこもれるが如くおぼゆ。いづれにも故實學といふは、典故の起源山來より、沿革のすゑまでも、こまかに穿鑿すべきものにして、律令格式など制度に涉り、これを熟くわきまふる學術なり。さて有識も、故實も、おほよそ上にほいふが如き意義にして、そのいふそくとは、物しり博學の人をさせるが故に、もと識の字をかさしを、かの百官職掌のことをもせる、官職秘抄、或は職原抄などいふものを講述して、おもに官職の典故沿革をしらぶる學科、さかりに行はるゝ頃にいたりて、職とかくが如くなりしなるべし。蓋しその百官職掌の事より、今いふ裝束の沿革、武器の盛衰用法を勘注し、また婚儀作法の進退、饗膳の獻撤などにも涉りて、これを講ずるも、みな有職とか、故實とかいふもの

の外ならぬといはゆる本末の別あるを辨ふべし。實に手せまき一種の末藝を主張して、今その有職家とか、故實者などいふは、最も負けなきわざとやいはん、さはいへど、こゝに講義せむとする楳邨は、其むかしの有職者、故實家などいふべき學才は、もとよりあるにあるべくもあらず。然りとて、今いふ有職故實の小笠原伊勢傳などいふものにもあらず、僅々國典の一斑をうかゞふ老生なり。この學科擔負するを以て、聊この定義を解く。

(二) 有職故實學の大體

史を讀むもの、歴世の制度及びその沿革を辨へ知らざれば、盛衰變遷のゆゑを詳かにする事能はず。されば此學科は、主としてむかしの事實のありしやうを節略して其要領を述べんとす。故に有職といひ、故實といふ語を、今は一つ々きものとし、相通はせてこれを辨す。蓋しこの有職の名稱は、(一)にいふが如く、もと學匠の美稱なるをたゞちに科業の名目に應用しつるなり。此名即ちすべての學術にとりて、大かたの物しりなるからに、吾朝の典故事實を研究することも、多くこの中にこもれる意味あり。

そもく、有職故實と唱ふる學科の大本は、遠く神世の故實、古事記、日本書紀に見えたるありさまより研究して、建國の大體はいふに及ばず、萬世一系の神勅の如き、その大義名分いとも嚴重にして、いさゝか動く事なき君統は、かの繼承したまふ順序あり、臣系また、民族の制を起したまひしをりより、つゞきて、大化改新の制度、大寶の律令を始て、何くれと損益したまひしことのあとを、博く通考してその理由を辨知

するまに、今にてらしあきらむるが、いはゆる有職故實といふ一科の根源といはんのみ。

またその制度故實といふものに時代あり、その順序を心得むは、この學科大體の簡要なり、概略を示さば左の如し。もとより強て、この標目に拘泥すべきにあらねど、まづは、

(一) 太古 神世にありしことのあとをひろひてこれをいふ。

(二) 上古 神武天皇ごろより皇極天皇の御宇までをいふ。

(三) 中古 孝徳天皇の大化元年より、文武天皇の大寶年間の律令撰定以後、安徳天皇壽永四年、即ち鎌倉に幕府を創置する以前までをいふ。

(四) 近古 後鳥羽天皇の文治二年より、足利氏幕府を建てられたる間までをいふ。

(五) 近世 織田氏、豊臣氏を経て、徳川氏幕府を建てられたる間に渉る事どもをいふ。

(六) 近代 今上天皇の明治元年このかたをさす。

凡そ上の標目は、たゞその時代を區別して、温古知新の摘要に供ふべきつまざるしなれば、或は人々のみづから立てたるむきくにて、かならず差等あるべきは、論ずるまでもあらぬを、今榎郵のつまざるしをこゝにかゝげおく。

また近代故實を解くに、公家故實といひて、東帯衣冠の制を研究し、儀式節會などの事を論じ、武家故實といひて、將軍家より、諸侯がたの家法式禮を始め、甲冑武器の品定する徒はみな(一)にいふが如き、一部分の、末技なりといへど、其公家故實は、その昔西京に於て、やむごとなきあたりに入出し、これを伺ひ得しよしなれば、あなかしこ、吾徒の如き獨學固陋のものよみにあらず。また武家故實は、今も其家と稱ふる、足利家時代より相傳する所の小笠原氏、或は伊勢氏の末派など、これみなその故事を承け得たるよしにきく。されば其人々の門にいたり、きかまほしく尋ねまほしき事多けれど、いとまなき身は心は心として、いまだ果さず。なほ實技を心がけられん人々は、其家々に就てこの上に參照して可なりとす。

この有職故實の學は、むかしの御代々々のことのと知りて、今世の政理法制に考へ合すべきための科業なり、然るをたゞ、往昔の歴史の故實を辨へ知れるのみに

ては恰も精神なき木偶の體を具へたるいたづらものならんといふべし。これを今古の法制政理に参照し、さてその發動を得たらんがごときは、血脈するどく、氣息たしかなる活人の、すこやかにかけめぐるに比すべからん。されば此かたのむねと研究すべき書目は、律令格式より、政事要略、禁秘御抄、職原抄、或は雅亮裝束抄をはじめ、衣冠裝束書類、また武家の貞永式目をはじめ、凡そ政書ともいふべきものなりかし。

(三) 今の西京の皇居の由來

(二)にいふが如く、時代の順序にしたがひて、上古よりやうく、近代にいたる頃ほひに係る事實を辨知すべきが差あたる理りなれど、まづ目の前に見えしらがふもの、實現を能く心にしめ、さて其あり來しやうの沿革くさくをさかのぼり考へわたさむ事、今日にありて却て便益を得べく注意しつるからに、其順序をしばらく前後して、こゝに題するが如く、今の西京の皇居となりし由來をとき出む。

今の皇居となりし初めを尋ぬるに、むかしは東洞院土御門殿といひて、正親町よりは南、土御門よりは北、東洞院よりは東、高倉よりは西にあたる所にて、方四十丈の邸なりき。然るに現今の兆域は、數百年の後に豊臣氏これを廣め、徳川氏三百年の間に漸々さらに擴張して、南面にして東西百三十七間半、東面にして南北二百四十六間餘、西面にして南北二百四十六間餘、北面にして東西百三十三間となる。これ只今拜觀する所の間敷なり。

さて此地は、山槐記治承四年の條に、三月四日、今夜新院遜位之後、始有御幸土御門殿。

土御門北、東洞院東、前大納言と見え、また高倉院殿島御幸記に、治承四年三月四日夜に邦綱卿家、先時々爲皇居所也、と見え、また高倉院殿島御幸記に、治承四年三月四日夜に入て、土御門高倉邦綱大納言の家に御幸あり、とも見えたるが、即ち此邸にして、閑院内裏閑院内裏の事は、別別にいふ、事より、遷御あり、これよりさきも、已に仙院となりしことなどありし縁故ならんか、そも此第宅は、藤原氏數代傳領し、或は源季實の家となり、またかの大納言邦綱の家となりし其間に、時々上皇の仙洞にあてられ、この御幸の後、専ら朝廷に屬せるものの如く、何くれの記録に見ゆ、されば承明門院、宣陽門院、陽德門院なども、しばし住せ給ひ、後嵯峨帝、潜龍のをり、無品親王にて、この邸にいとわびしくすませ給ひし御事、増鏡に見え、又後宇多帝は、この邸にて降誕あらせられ、伏見帝は、火災をこの邸に避けたまひ、花園帝は、受禪のため、こゝに遷御まし、たりき。又なほ増鏡に、東宮光嚴院の陽德門院の、土御門東洞院殿へ行啓はじめありとあるも、即ちこゝなり。花園帝こゝにて、後醍醐帝へ御位を譲り給ひし御幸は、園大曆に、文保二年二月廿四日、抑明後日、爲行讓位節會幸、土御門殿東洞院後御所也、廿六日、今日讓位也、土御門東洞院被行節會、劔璽渡御とあるを思ふべし、然れども、後醍醐帝は、冷泉富小路殿この宮小路内裏を皇居と定められたり、帝笠置に蒙塵あらせらるゝや、九月廿日、

北條高時、皇太子量仁親王を奉して、東洞院土御門殿に即位の式を行ふ。これよりは一時、北朝の天皇の皇居となる。引續き南北御分争のかたちとなりて、五十餘年に及ぶ。其間は、全く北朝歴代の皇居なりしに、南朝の元中九年閏十月、即ち北朝の明德四年、後龜山帝、神器を後小松帝に譲らせ給ふに及びて、始て正統天皇の宮闕となれり。然るに應永八年二月、この宮、火災に罹りければ、天皇その難を、足利義滿將軍の室町の第に避け給ひ、同年八月にいたりて、内裏造營の事を始め、九年十一月、新造内裏へ還幸あらせらる。これ義滿將軍の造進する所ながら、諸國に段錢といふものを課せて經營せしものなり。尋て嘉吉三年九月廿三日の夜、日野有光朝臣、南朝の皇孫を奉して、内裏を襲ひ、火を縱ちて、皇居焼亡に罹る。僅に四足門と、東門を遺して、名器を始め、文書の大々ひ、みな烏有となれり。是に於て、天皇近衛房嗣公右大の第に其難を避け給ふ。十月に至りて、内裏造營の爲なりとて、費用課當の事始まれりといへども、輒く行はれがたし。文安三年七月、東南垣を築き、十二月に至り、御渡殿の柱立ありしも、數年を歴て、康正二年四月、紫宸殿柱立あり、同じく七月に至り、新造内裏に遷幸ありき。其より後、十年ばかりがほどは、應仁元年にして、正月より戰亂となりしかば、なほ

其難を避け給はんとて、俄に足利氏の室町第に行幸ありしも、幾日ならず遷幸あり、又八月廿三日にいたり、俄に行幸ありて、京師は即ち戦ひのちまたとなりて、神社佛閣を始め、巨室甲第みな擧て灰燼となりしかども、この宮闕は幸に其難を免かれぬ。然れども、當時戦亂息む時なく、干戈日々に動きて、最も危険に際するを以て、僅に室町幕府に御坐をすゑられて、遷幸の期を待せられつゝ、既に十餘年に及ぶ。其間幕府も災する事ありしかば、其時に臨み、足利氏の小川第、また北小路第などに、遷御し給ひて年あり。こゝに北小路の第も災せしかば、僅に一條政資公の第に、其難を避け給ひし事もありき。漸く文明九年にいたり、東西の軍旅散して、京師はじめて兵塵を免れしかば、皇居造營の議始まりて、其十一年三月事始めの式行はる。この歳造營成りて、十二月新造内裏に遷幸ありき。かの應仁元年に、車駕宮闕を出られしより、こゝに及びて凡十二年を経たり。然るに、後法興院殿記近衛に曰く、文明十一年十二月七日今夜天皇遷幸土御門内裏、每事省略也。抑今度内裏修理事、清凉殿、黒戸、對屋、一字大破之外、一向不及御修理。春興殿御門等、如形有假葺云々。とあるを按すれば、この時諸書造營とあるは、一時補理にとまりしことなるべし。實に應仁の役は古今無比の大

亂にして、京師の糜亂破壞いふべくもあらず。後土御門帝より後奈良帝にいたる、凡そ百年間は皇室式微の極にして、時ありて少しく修補行はるゝといへど、みな一時苟且に止まりて、はなやかなる營繕ある事なかりし也。しかのみならず、永正十七年大風にて宮中所々破損しければ、更に修理を加へられつるを、大永元年三月、後柏原帝、この紫宸殿にて即位あり、是れ里内裏の紫宸殿にて即位の禮を行ふことの始めとす。なほ天文四年二月五日夜、大風ふきて、日華門等顛倒しぬ。されば六月三日、日華門造營木造始を行ひ、即位の準備として、内裏を修理せらる。同五年二月廿六日、後奈良帝、この紫宸殿にて即位の禮を行ひ給ふ。そも、後柏原、後奈良兩帝は、いとかしこくもそれにあつべき、費用なかりし故を以て、踐祚の後、即位の禮久しく行ふ事を得給はざりしを、數年經過して、こゝに僅に其式を擧させ給ふ。同十年に、また大風吹て、宣陽殿廻廊、月華門等、みな顛倒しき。然るに、永祿三年正月廿三日、正親町帝即位ありといへども、なほ百方經營と、のひがたく、僅に其式のみを擧げ給ひぬ。實にこの時皇室衰微の極にして、其禮容易に行はれず、况んや皇居の修補の如き、固より及ぶ所にあらず。殆風日をも蔽はざるにいたる。されば立入宗繼といふもの、万里小路惟

房卿に説き、織田氏に密勅を賜ひて、託するに興復の大計を以てせんとす。帝竊かにこれを聴き給ひ、宗繼をして使命を傳へしめ給ふ。實に永祿七年なり。同十一年、織田氏兵を擧て入京し、首として勅旨の三事を奉行す。これ皇居再造の始なりとす。さて三年にして其功を奏すといふ。又洛中をして、内裏築地を築かしむる事もあり。彼の足利氏の末世より、久しく頽廢衰微せし皇居、こゝに及びて、初て一新の時にあふ。又二條新殿を修理し、これを誠仁親王に奉り、また轉退の公卿を復して、家祿を給し、また離散せし市人を完聚す。こゝに於て、密勅の三事は、各其緒に就けり。既にして、豊太閤、織田氏にかはり、さらに皇居の造營に關す。此時正親町帝御年齢いと高し。皇嗣誠仁親王三十の御齡に過ぐ。豊公その讓位の事あらんために、先仙洞を造營あり。前田玄以法印を以て其事を董さしむ。天正十三年二月、新内裏院の御所地築有之。同十二月内裏院、二三日棟上也。など梵舜日記にみゆ。思ひ合せらる。又天正軍記に、院の御所を建、御即位取行はれ、まつ院の御所造營なし奉る。とあるも、此事なり。然るに其翌る十四年七月、誠仁親王、いまだ受禪に及ばせ給はずして、薨御ありければ、十一月七日、皇孫周仁親王に讓位あらさせ給ひ、帝の御事 後賜成 同廿五日、織田氏造進せられし紫宸

殿にして、即位の式を擧げ給ふ。初め織田氏の造營するや、猶いまだ完全にいならずれば、豊臣氏さらに造營の功をつぎ、前田玄以法印を以て奉行として、天正十八年十二月、新造内裏に遷御あり。同十九年十一月、紫宸殿上棟なり。翌る文祿元年九月、豊臣氏參内して、清涼殿に於て謁見の事あり。此時舊來の地盤を、東北に拓出し、大凡南北百廿一間、東西百十五間半の地盤とす。これより以來は、かの荒廢の宿弊を一新して、まつ以て皇居の躰や、なれりしものといふべし。さて徳川氏大政を執るに及びて、慶長十一年、諸侯に課役して、皇居内外の築地をきづかしめ、結城秀康氏を以てこれを督せしむ。此時外部の築地四百三十四間、内部にあるもの六十間、豊臣秀頼氏以下一同間を分ちてこれを築造す。こゝに至りて皇居の地域は、東より西に互りて南面の築地百十五間半、六間 五 東面百三間、西面百十五間、北に互れる築地は、仙洞の地域に屬すといふ。さてまたこの造營宮殿は、紫宸殿を始め、清涼殿、常御殿、御學問所、記録所、御清所、女御殿、東西對の屋、其他雜舎にいたるまで、大凡當今拜觀するが如くに全備せり。これ徳川氏皇居造進の始なり。さればこの時にあたりて、豊臣氏造營に係る、舊宮殿は毀撤せられ、紫宸殿は仁和寺、清涼殿は南禪寺に賜はりしといふ。

仙洞御所しんどうごしょは、皇居の北にならびて、東西七十九間、南北百二間六尺五寸間の地域を以て、これを造營せられ、慶長十六年三月、後陽成帝位を讓らせられて、この仙洞に遷御し給ひ、後水尾帝その四月十二日を以て新宮紫宸殿にて即位し給ふ。

まこと此時の皇居たるや、もとは足利氏時代の制になれりしを、さらに擴張せられしものなれば、其規模の如きは、頗る廣くなりしやうなれど、制度における近古苟且の弊をまぬかれず、紫宸殿の東に春興殿あり、西に宣陽殿あり、紫宸清涼の二殿の御間取まどりも古制にあらずして、常御殿は紫宸殿の北にあり、東福門院入内し給ふに及びて、皇居の東北に、その宮殿を營造せられぬ。明正帝の御時、さらに内裏を修造せられ、寛永十九年、上棟の御式を行はれ、二十年にいたりて、御讓位あり、後光明帝は、十一月廿一日を以て、新宮に即位し給ふ。この時の造營は、小堀遠江守政一、その事に任せられたり。然るに同帝の承應二年六月廿三日、京師火ありしが、延て内裏に及び、後水尾法皇、明正上皇、東福門院の宮々、盡く焼亡しぬ。天皇はその火を、一條關白教輔公の第に避け給ひて、こゝを假皇居とし給ふ。されば幕府所司代板倉周防守重宗に命じ、永井信濃守尙長を總奉行として、皇居を始め、諸殿舎造營の着手あり、同年三月事始の

式を行ふ。豈圖らんや九月廿日、天皇假皇居にして崩御し給ふ、同年十一月十日、皇弟良仁親王を新宮に御さしめ、廿八日踐祚ありて、明年正月廿三日、即位の御式を行はせらる。これ即ち後西院天皇の御事なり、然るに同帝の萬治四年正月十五日、皇居及びまた三院もみな焼亡の難に罹る、こゝに於て天皇は、近衛關白基熙公の第に避け給ひて、こゝを假皇居とし給ふ。幕府所司代牧野備前守親成に命じ、其事を董し、諸侯伯に課せて、役を助けしめて、皇居を造營す。其年の十一月上棟式を行ひ、翌る寛文三年正月御讓位ありて、四月廿七日、靈元帝新宮に即位の式を舉げ給ふ。然るに同帝の寛文十三年五月八日夜、應司家火を失して、皇居及び仙洞後四東院、上明正女院、東福門院の三宮また悉く炎上す。天皇また近衛基熙公の第に、これを避けて御坐す。幕府皇居及び、其他の諸殿舎を造營せんとて、所司代永井信濃守尙庸に命じて、其事を董さしむ。延寶三年十一月十六日上棟、廿七日を以て、新宮遷御と卜定せしめられしに、その廿五日、一條油の小路より失火し、延て假の皇居、近衛氏の第、本院の御所に及び、大半焼亡しければ、天皇は俄にその難を、吉田神社に避け給ふ。然れども、幸にして新宮無異なりしを以て、卜定の如く、十一月廿七日新宮に遷御ありき。かくて東山帝の寶永五

年三月八日、三條油の小路より失火して、延て皇居及び仙洞上皇元女院、上皇中宮、孝子王東宮慶仁一宮、秋子内親王の御所等、みな盡く炎上せり。天皇は、此火を賀茂社に避け給ひて、後に近衛家熙公の第に御坐し、假皇居となさせたまふ。幕府皇居を始め、其他の殿舎を造營せんとて、所司代松平豊前守信庸に命じ、總奉行は建部内匠守政守なり。即ち同年九月二日、木造り始めの式を行ひ、六年正月六日、普請始ありて、六月廿一日、假皇居に於て、讓位を行はる。即ち中御門帝踐祚ありて、七月廿六日上棟式を行はれ、十一月五日、新造内裏に遷幸あらせらる。これより後、七十餘年を経て、光格帝天明八年正月晦日、建仁寺町栗の園子より失火し、その火勢延蔓して、京師大半焦土となる。されば皇居を始て、仙洞櫻町天皇大女院背綺門女院、恭禮門女一宮、後桃園宮々の御所も、盡く焼亡す。かの慶長の造營ありしこのかた、こゝに五回の新造ありしも、必ず慶長の舊に基き、規制を失する事少からず。この時にあたり、光格帝睿聖にわたらせ給ひ、復古の叡念一方ならず、かの裏松固禪光世の數年に涉り、困苦考按する所の皇居古制の微證を天覽せさせられて、御内旨を幕府に傳へらる。將軍家齊公は、これを承はりて、即ち老中松平越中守定信に命じ、こたびの造營の事を總裁せしむ。定信は學

事該博、頗る古典に通じたれば、深く皇居改造の顛末に力を盡さんとて、柴野邦彦等に詢り、時の有識博士と共に、熟く討議考究して、殿門堂舎を始て、畫障窓櫺の微細にいたるまで、典故に徴し、舊規を存し、時の繪畫師土佐住吉等に命じ、其他の工藝美術のわざなど、みな其圖そのひながたを製せしめ、時々叡慮をうかがひて、これを定めむとし、なほ其工費の如き、入札法をもちる。その最高額のものえらみて、製造せしめ、以て姑息苟且の弊を去り、有司輩をいましめ、工匠等を督し、百般の事業、怠りなく、その一々その道々に勉強させしめて、寛政元年三月廿七日、地築始をなし、七月四日、木造初めの式を行ひ、八月十三日、礎柱立の式を擧げ、廿六日上棟の式を了り、同じき二年九月廿六日より、七箇日間、新殿安鎮の御祈を、天台座主眞仁法親王勤修せられ、十月十五日、地鎮祭を行はせられたり。かくて十一月四日、所司代太田備中守資愛、その成蹟を檢し、その翌る五日、これを朝廷に致す。この日、遷幸日時定め、陣の議あり、さて十一月廿二日正午、車駕儀衛をそなへ、聖護院の假皇居より、新造皇居に還幸あり。廿六日、太上皇十二月四日、女院ともに還御ありき。此時の造營たるや、紫宸殿、清涼殿、宣陽殿、及び内侍所、承明門、玄暉門、朔平門、並びに崇政、青瑣、敷政等の諸掖門、また軒

廊、陣座、南廷の回廊みな古制に復し、賢聖障子を始て、殿上の繪畫等にいたる迄、みな故實にもとづきてこれを更正し、外廷の式のごときは古昔の大内裏の舊制にやゝ復するかたちあり、常御殿を東北に移し、其御間どりを廣くあらため、其前に園池を築き、この他の所々もなほ擴張して、改修するもの甚だ多し、これを世間に、寛政御造營と稱して、種々書とりものも多く出来て、宮闕御興隆の盛事とせり。

神嘉殿は、寛政二年假りに造營し、文化十三年修造す。皇后御殿は、安永元年中興あり、天明の災後、寛政五年舊の如く、皇居の北に造營ありて、亥年十二月落成す。六年三月、後桃園帝の皇女欣子内親王、入内ありて、皇后冊立の禮を行はる。其後相繼ぎて皇后御殿となる。御學問所は、寛政造營に省かれしを、文化元年なほ造營着手ありて、十月に落成す。東宮御殿は、寶永災上の後、享保十二年五月造營あり、天明災後、寛政造營の時は、皇太子ましまさぬからに、これを省きしに、文化六年二月、恭禮門院の舊御殿を移し、常御殿の北に建築して、東宮、中宮の御所と爲さる。明年四月落成す。同十四年三月、東宮受禪新宮に遷御あり。同十五年九月、改めて花御殿はなごとのみやと稱す。泉殿代いづみどのしろは、文政十三年七月二日、京師大に地震したるが、禁苑内に及び、最も危険なりしからに、これを造

營して以て乘輿避難の所となさんとす。天保元年閏十一月落成す。

嘉永七年四月六日午時即ち安永元年後院の北殿より失火す、その時東風飄忽、またしくがうちに、後殿にうつり、遂に皇居、准后御殿に延びて、盡く炎上す。天皇其火を、下鴨の社へ避け給ひ、其後聖護院に假におはし、遂に桂宮に遷御あらせられて、假皇居となす。幕府老中阿部伊勢守正弘を以て總裁とし、新宮造營の事を督す。蓋し正弘は、江戸にありて之をつかさどり、所司代脇阪淡路守安宅、勘定奉行石河土佐守政平、川路左衛門聖謨、京都町奉行兼御作事奉行淺野備前守長祚等、専ら其事にあづかりて力あり。公卿にては、前大納言橋本實久卿、大納言徳大寺公純卿、中納言萬里小路正房卿等、造内裏御用掛となりて、大納言中山忠能卿、大原三位重徳卿、左大辨裏松恭光、修理職奉行を命ぜらる。然るに當時外患已に萌して、國事漸く頻繁なるが故に、宸衷憂念たゞならずおはしませば、皇居御造營の如きも、頗る抑損を事となさせ給ひ、大むね寛政造營の舊規に仍らん事と定りて、其變更及び新規に係るものは、唯皇居の南面の二隅を方形に擴げられ、坤角を火除地とせられ、巽角に職事預藏を移し、神嘉殿かみかみのこけら屋を檜皮屋となされ、常御殿の北に御書室を築き、花御殿の北に、皇子皇女御

殿を築造など、數事にとしめさせらる。此時皇居の兆域をしるさんに、安政造營誌に見ゆる所は、南側百二十五間半、東側百六十二間五尺、西側百八十間半とありて、これより北は、女院御所に屬せり。さて安政二年三月十八日、木造始地曳あり、四月八日礎柱立あり、六月十七日、關白政通公工事を巡視し、八月廿四日上棟式を行はせられ、十月二日新宮地鎮祭を執行せられ、廿二日後宮地鎮祭を執行せらる。十一月一日、所司代脇坂淡路守、その成功を巡視して、これを朝廷の職員に引渡さる。四日關白殿新宮を巡檢せられ、同廿三日、車駕假皇居より出御あり、儀衛を備へ、新内裏に還幸し給ふ。これを世間に安政内裏造營といふ。つらくこの成功を、それこれの文書に就て、查展するに、工匠は百四十萬八千五百五十人にして、その費用の如きも、金二十七萬六千二百十三兩三分餘、銀八千五百二十八貫百八十五匁米二萬千三百九石九斗七升なり。實にこれ幕府皇居を造進し奉りし最終にして、即ち當今拜觀する所の宮殿これなり。時に淺野備前守は上にもいふが如く、京都町奉行にして、禁裏御作事奉行を兼務するを以て、終始この造營を董し、工作一切の事を編纂して、安政内裏造營誌といふもの十卷を作る。その記事詳密、この造營の顛末、最も徵するに餘りありといはむとす。

然るに文久慶應年間を経て、天下の大勢一新し、國家の政權、朝廷より出る事となり引續き、明治二年に、車駕東幸あらせ給ひし後は、そのもとかりそめなりしながら、この皇居、宮闕空虚となり、いとかしこくも一時はこれを開きて、博覽會社に貸附せられし事もありしに、十年にいたり、車駕西巡のをり、久しくこの皇居に御駐輦あらせ給ひ、千歲舊京の宮殿、漸くに荒廢に屬せん事を恐れ、さらに維持策を講じつつ、岩倉贈相國ことに力を其間に盡されて、初め大内保存掛を置れ、十六年十月、更に保存の道を擴張させられ、その保存掛を廢せられ、宮内省の支應を置かれしも、なほ十九年これを廢し、主殿寮出張所を置かれ、其職員をそなへられ、章程を定めて、明治十年より同二十一年まで、毎年内帑の金四千圓をあて行はれて、以て舊觀を失はさらしめよとの旨を達せられ、その不用の御建物の如き、或はこれを東京に移し、又は神社に御寄附あり、必要の宮殿のみこれを大に修理を加へ、洒掃を嚴重にし、開閉を慎戒せしめ、よく監督して、永遠に維持すべき方法を立られて、再び京都皇居と號するにいたる。皇室典範を定めらるゝに及び、即位の禮、大嘗の典は、必この皇居にて行はせ

らるゝ事と規定せらるゝは、實にゆゑある御事なるべし。

此記事は、先年關係せし、平安通誌の原稿に、むねと據りてかくものす。

(四) 皇居の地域及び御建築の概略

(三)にいふが如く、皇居の地域は、方今南面にして東西百三十七間半、東面にして南北二百四十六間餘、西面にして南北二百四十六間餘、全く東西兩面は同じ、北面にして東西百三十三間あり、東西面は少しく差ある事上の如し。さてその御正門は、南を建禮門といひ、樺木造りにして柱の間三間一尺、梁行二間三尺六寸、簷の高さ石口より冠木下まで一丈五尺五寸、軒出九尺六寸あり、屋根は檜皮葺なり。車駕行幸還幸の時開くものとす。東の御門を建春門といふ、これも樺木造りにして、柱の間三間一尺、梁行二間四尺八寸、高さ石口より冠木下まで一丈五尺三寸あり、なほ檜皮葺なり。西を宜秋門といふ、是も樺木造りにして、柱の間三間一尺、梁行二間三尺六寸、高さ石口より冠木下まで一丈五尺五寸、檜皮ぶきなり。北を朔平門といふ、これも樺木造りにして、柱の間二間五尺、梁行二間一尺、高さ石口より冠木下まで、一丈三尺五寸、屋根は木賊葺なり。この四門を四方の正門とす。其他清所御門、皇后宮御殿御門あり。城内の南部を天皇陛下の皇居とし、北部を皇后宮の御所とす。また建禮門の内に、承明門あり、

瓦屋根なり、東西五間扉三間にして、回廊ありてこれに屬す。その東に日華門、西に月華門あり、みな瓦屋にして、南北三間扉一間なり。

紫宸殿は、昔の大極殿ともとなふべき、すべて天下の大政をきこしめす御正殿にして、即ち承明門の内に建られ、南面檜の白木造り、御屋根は檜皮ぶきにして、桁行十六間六尺、梁行十一間三尺五寸の總御板敷なり。軒の高さ二丈五尺九寸、軒の出端一丈六尺、簀子御椽の高さ地より御椽上まで七尺八寸、壇上高さ一尺八寸、かづら石内叩き土なり。御階の東西に櫻橋を相對して植らる。本殿内中央に、御帳臺をすゑ置かれ、また賢聖御障子といふものもこの御殿内にあり。

清涼殿は、紫宸殿の乾位に建られて、紫宸殿の北椽より階を下り、長橋の渡廊を渡りて、本殿の小板敷に至る。東面檜の白木造り、御屋根は檜皮甍にして、桁行十間半、梁行七間四尺五寸、北廂桁行四間四尺、梁行一間半、北取合桁行三間、梁行一間三尺五寸あり。總御板敷にして、軒の高さ二丈二尺三寸、北廂の軒高さ北取合軒の高さ等一丈七尺、軒の出端一丈、軒出八尺八寸、北取合軒出九尺七寸なり。簀子御椽の高さ地より御椽上まで三尺なり。大内裏の舊時に比しては大に狹隘なれども、然れども本殿内に

も御帳臺をすゑられ、晝、御座、夜、御殿、石灰、壇、朝かれひの間、晝盤所、また櫛形の窓もあり。弘徽殿の上局、萩戸二間といふも、いさゝめなから置かれ、荒海の御障子、年中行事の御障子も立られ、鳴板といふ板間もあり、小板敷もあり、又其御次に殿上、間もありて、殿上の簡も置るなど、みな舊式を遣されたる、いと貴とく見奉る。竹臺も此座にあり。また(三)にも既にいふが如く、溫明殿即ち内侍所、及び神嘉殿など、今は撤せらる。これ明治廿二年八月に、大和國橿原神宮に移されて、該宮御造營にあてられき。

小御所といふあり、清涼殿の北廊より、東に折れまがる長廊ありて、こゝに通せらる。南に紫宸殿あり、或は宜陽殿にも通ず、北は御學問所といふ、皆相通するに廊下あり。本殿は東面、あづまや造り、檜木の建造なり、御屋根もなほ檜皮甍にして、中央の北の御間を上段、其南を中段、又其南を下段とす。各御疊十八帖をしかる。東の二間に十二間の東廂あり、南北及び西には各一間の廂あり、其廂外には御椽ありて、高欄を施され、東面及び南北にも階あり。本殿内の御障子襖の繪は、皆古式なる極彩色にして、各色紙形を押され、歌を題す。さて本殿は、舊幕府時代には、幕の使臣、或は所司代など拜謁を賜ひし所なりしが、近時參内の諸侯伯も、多くこゝにて拜謁しつ。本殿の桁行十

二間、梁行七間、軒の高さ一丈七尺九寸、出端九尺八寸、御椽の高さ三尺二寸なり。御學問所は、小御所の北に在りて、これも長廊を経てこゝに通す。こゝより又長廊ありて、御三間御殿と、常御殿にも通せらる。本殿も東面の檜木造り、御屋根は檜皮葺なり、北を上段として、御床及び御違棚あり、次を中段として、二重御棚あり、次を下段として、各御疊十二帖半をしかる。上段の西に菊御間といふあり、東に御違棚あり、次に山吹御間といふあり、又次に雁御間といふあり、又三方に御内椽あり、廣一間、其外に外椽あり、こゝにも高欄を施さる。東南二方に階あり。本殿は天皇陛下、かしこくも文學を御講究せさせ給ふ御所なりき。されば御障子襖も極彩色繪にして、御上段は十入學士登瀛洲圖をうつしゑがき、その他蘭亭あり、岳陽樓あり、また花鳥圖なども取まじふ。さて本殿西廊下取こみて、桁行九間半、梁行八間、西北取合御廊下一間半に三間半なり、東取合御廊一間半に三間半、東廊下折回しとも一間半に十間にして、本殿軒の高さ一丈七尺六寸、出端九尺、御椽高さ三尺なり。

常御所は、紫宸殿を除きて、宮中第一の大殿とも申すべく、天皇平常おはしまし、御所なり。古代には仁壽殿、即ち常の御所なりしを、其後清涼殿を常御所とし給ひて、永

くおはしまし、に、足利將軍家造營し奉りしをり、別に此常御殿を増築す。所謂、寢殿造り式を取交へ、舊制の宮殿式に、其體を分ちしものに非ざるか。本殿は、南面四阿造り、檜木の建造にして、御屋根檜皮葺なり、東南角に角屋あり、長廊を経て御學問所に通す。西南の角より御三間御殿にも通し、北の長廊を経て、御涼所にも通す。さて本殿中央を御寢の間として、御疊十八帖をしかれ、其東を御清の間とす、其南に御上段あり、次を中段、其次を下段といふ、各十八帖西に向ふ、御上段の東を劔聖の御間とす、其東に御小座敷二室あり、其北に一の御間あり、其北に二の御間あり、それより西にをれて、三の御間あり、次に申口の間といふあり、其南に亦申口の間あり、これ御寢の間の西に方る。さて御寢の間、御清の間、劔聖の御間、御小座敷には、各御床、或は御棚、又は御袋戸などの設けあり、四面に内椽あり、其外に外椽あり、なほ高欄を施さる。又、南面東面に階をしつらはる。北の方に長廊ありて、御涼所に通す、長廊の東西に小階を設く。南庭は長廊と土屏を以て、別に一壺を爲し、東庭は林泉に對して、尤も酌致目の前に浮びていと貴し。實に本殿は、常のおまし所なるが故に、其構造莊宏にして、御裝飾華麗を盡されたり。されば桁行十五間五寸、梁行十二間二尺五寸、南差出落長押、御間

一間四尺に三間一尺五寸、西御椽座敷一間四尺に十一間二尺あり、軒の高さ、石口より桁上端まで一丈八尺六寸、軒の出九尺七寸、御椽の高さ三尺二寸なり。御涼所は、天皇納涼し給ふ御殿にして、常御殿の北にあり、北の長廊より別に東に廊あり、斜にをれてこゝに通す、御三間御殿御献間、ともに常御殿の坤位、御學問所の北にあり、常御殿の西南角より、長廊を経て西に向ひ行けば、右を御三間といひ、左を御献間といふ、この御間ごとの御障子襖、盡く極彩色、古代朝儀の圖をゑがく。迎春御殿は、常御殿より御涼所にわたらむとする、長廊の東に在り、これ先帝天孝明の御代、新に御造營ありし御小殿にして、十帖と四帖の御間なり、廻り御椽ありて、東面にむかふ、迎春の二字の御額、軒に揚げらる、また聽雪御亭といふあり、御涼所の北にして、翠樹泉石、いと清く幽趣ある間にあり、流れの上に曲瀨を架けわたされて、こゝに通ふ、四帖半二間、三帖一間、御水屋、御茶棚等みなそなはる、いはゆる皇宮内の茗室にして、風韻を極む、これも先帝の御代、特に皇室の御經費を以て、新に造營せしめ給ふ所なり、聽雪の二字の御額、南軒に掲げらる。

常御殿は庭内に、泉殿代ミナノノミといふあり、文政十三年、京都大地震の時、避難の御場所とし

て造營せしめ給ひし御小亭なり、禁池の橋をわたりて、こゝに至る、その御建物は、安政御造營なり、また錦臺といふあり、これも常御殿の辰の方にあたり、禁池の東の御假山、楓林の中に在る御小亭なり、これ其地觀楓によろしきが故に、この名を命せらる、又其南に接し、小御所の林泉御覽の御物見所もあり。

花御殿は、寶永、度炎上の後、享保十二年御造營ありて、東宮の御所とす、然るに天明、度炎上の後、寛政造營の時は、東宮いまだおはしまさざりしかば、御造營御見合せなりしに、文化六年にいたり、恭禮門院御舊地の宮殿をうつされて、今の御場所に御營築ありて、東宮中宮の御所となさせらる、嘉永、度炎上の後、安政造營ありて、今の如く建おかる、常の御所より、女院御所に通する所の、長廊の北に在り、桁行七間、梁行六間にして、東面、檜皮ぶきの檜木造なり、本殿内を四間に別ちて、東南の間を御座の間として、四方に廂あり、東北に御椽あり、東西に階を設けらる、其他とりくの御間、何くれと多かれども、記すに違あらず、次には、臣下參内して、仕へ奉る所の一二を記さん、公卿の間あり、諸太夫の間あり、これ御車寄といふ所の南に在り、檜皮ぶき、檜木造りにして、南面第一を虎の間といひ、次を鶴の間といひ、次を櫻の間とす、東より西にい

たる、櫻の間西にありて、これを諸大夫の間といふ。虎の間の東に一室ありて、其より渡廊を経て、清涼殿の殿上の間にいたる。又虎の間鶴の間の北に廊あり、東西及び南面は外椽あり、南椽外の廣庭に、神嘉殿はありしなり。今は其しるしに石を二所おかれたり。御椽よりよく見わたさる。

參内殿は、内の御車寄の内に在り、上皇御所御幸ありし時は、此所より入御あり。元朝參賀のをり、皇族御方、大臣など皆こゝより參入せられしなり。かの千秋万歳せんじゆまんさい、或は猿さる舞まひ、三月三日の鬪むまひ鶏けいなど、皆此庭にて行はる。其時に當りて、天皇陛下、此殿の上段に臨み給ひて、御覽おらせらるゝを御例とせり。本殿桁行八間、梁行四間にして、檜皮葺の檜木造りなり。南を上段とし、次を中段とし、共に十二帖半、其次を下段として、十五帖とす。西に椽座敷あり、十九帖半、南面に外椽あり、西に御車寄あり、東に一間に五間の椽座敷あり、それより二重長廊を経て、遙かに常御殿に至る。尙水鳥の間、八景の間、林和靖の間、錦鶏の間、麝香の間あり、議奏候所、傳奏部屋などいふもあり。麝香の間は、小御所に至る長廊の左にあり、維新前、將軍家入朝の時は、其間に祇候する例なりき。これより城内北部に位する、皇后宮の御殿の概畧をあげむ。皇后宮の御殿は、天皇陛

下皇居の北に方りて、朔平御門内、別に一區をなせり。舊時に在りては、殿舎したゝかなりしも、今は其要部のみを保存せさせ給ひ、大かたこれを撤せられぬ。そも此御殿、寛永造營の時は、上皇の仙院なりしを、其後、皇后宮の御所となさせらる。然るに此御所も、皇居と同じく、屢火災に罹りしが故に時々改造して、今在る宮殿も、皇居と同じく、安政年間造營せし建物なりとしるべし。玄暉門は、朔平門の内東に在り、こは大内裏の舊時には、貞觀殿の前にありて、朔平門と相當る。後宮の正門の名なり。されば寛政造營の時に方りて、古式を考へ、御再興ありて、これを建てし以來、其後依然たり。常御殿は、梁行十間、桁行十間、西指出七間半に一間半ありて、南面たり。御屋根檜皮ぶき、總檜木づくりの宮殿中央を御寢の間とす。御袋棚あり。其東を上段として御床あり、其南を中段とし、其西を下段とす。さて上段の北に御小座敷あり、西に御床御袋棚あり、其北を二の間とす。其西に御化粧の間あり、又其西に一の間二の間あり、下段の西に御次の間あり、其西に申口の間あり、東と南北に廂あり、廂外に椽あり、各高欄を施さる。又東と南に階を設く。北に廊ありて、飛香舎代に通す。軒の高さ一丈六尺七寸、軒出端八尺、御椽高さ三尺六寸七分、廣き事幅五尺あり。飛香舎代は、むかしの飛香舎

に擬せらるゝが故に此稱あり、玄暉門の内に此舎あり、圓椽の檜皮屋檜木造にして、古式の建築なり、南を母屋とし、東を東廂として、其東に孫廂あり、北を北廂とし、三面に椽ありて高欄を施す、西の方の廂より、常御殿及び、其他の御間に通す、東及び南北に築垣を設けらる。

舊若宮、及び姫宮御殿は、上にいふ飛香舎代の西にありて、北に面す、これを東西に分ちて、各上段、次の間、二間、三間に分ち、各内廂あり、西と北とに椽あり、安政度御造營の時、若宮姫宮の御所として設け建られし所なり、なほ此他に、殿舎多かりしも、近年に至りて撤せられし事、上にいふが如し、なほ宮域内に、仙洞舊院あり、大宮御所あり、時々、の災上、皇居と共に烏有に屬しつる事も屢なりき、その後御造營ありて、維新に至る、今なほ舊を存するものあり、又毀撤せられしものあり、盡く記すに遑あらず。

今、御苑と稱するは、舊時の九門内の總名にして、維新以來これを擴張し、東は寺町通、より、西は烏丸通りに至り、北は今出川通、より、南は九太町通りに至る、北の方にて東西三百七十七間、南の方にて東西三百八十五間、東の方にて南北七百五十間、西の方にて南北七百三間五分の地盤を領し、その面積大凡二十六萬八千二百二十四坪餘

なり、これをかの大内裏の盛時に徴するに、東は京極、西は烏丸、北は一條より凡二町の北、南は春日通りに至り、北邊、桃花、銅駝の三坊と一條以北の地に亘れり、皇居のちに東洞龍土御門殿と定まりしより、其皇居を中にして、仙洞、皇后宮、皇族、公卿の宮殿邸宅など、四面に連り來り、年代を逐ひて漸くその區域を廣めたりといへども、維新の以前に方りては、なほ狹隘にして、いと畏くも皇居たる體制を得ざりしも、この明治の盛代と改まり、車駕御東遷あらせられ、隨て皇族、公卿以下、みな東京に移り出、或は他郷に轉しなどして、其址は甲第居宅を毀たれしのみならず、邸地を平らげ、一面の廣場となし、四周に石壘を築き、おしなべたる伏芝となしつゝ、なほ花木を分栽栽植して、衢をゆたかに通し、輦路をよろしく開き、或は清泉を引て池水にたくはへなど、とりとりに心を用ゐて、即ちこの九門内を御苑と名くるに至る、さて其中央に恭しく皇居をかこみ奉り、なほ仙洞の御園は、皇居の東南にあり、大宮御所これと隣りたり、其他皇族の御殿、今に存るもの、又舊中山家址に在る祐井は、孝明帝其名を賜ひし所にして、其由を記せる碑あり、文は京都府知事榎村正直撰なり、又主殿寮、諸陵寮の出張所は、御苑の西南隅に置れて、宮内省の官吏こゝに出動しつゝ、皇居及び山

陵の事に係る臨時の急務を始て平生の事務を取扱ふ。また京都博覽會場は、仙洞の南に在り、年々これを開設し、京都美術工藝學校は、其東に在り、京都測候所は、博覽會場の西に在り、また九條邸、近御邸などの舊園ありて、弄花翫月の興を賞するものここに在り、なほくさくいはまほしき事あれど、大かた省きていふに及ばず。

御溝水は、遠く鴨川の上流を引き、南に流れて相國寺中を過ぎ、今出川に至り、御苑内なる舊近衛邸の園池に注ぎ、分れて一は朔平門の東より皇居に入り、宮殿の下を繞りて、禁池となりて南に出づ。一は御築地外の石渠となりて、皇居を繞りて二分し、西は烏丸に出て京都府廳の池水に入り、一は白雲神社の苑池と、大銀杏樹下の池水となり、久邇宮の南なる方池に入り、又南の方主殿寮出張所の池に入り、南流して市中に出づ。皇居の東の渠水は、大宮御所の角に至り、二分して、一は仙洞の前を南流して、舊九條邸の池に入り、又南流して市中に出づ。一は大宮御所の北を過ぎ、大宮御所と仙洞とに入り、共に仙洞の御池に落つ。御苑の東の小渠は、南流して仙洞の水と合し、京都博覽會場の池に入り、更に南流して市中に出づ。皆近年大に修理せられて、渠を廣め石を築き、所々石槽を造り、水をよく通して、今日の耳目を清くするに至れり。

(五) 皇居にて行はれし恒例臨時の朝儀分目

(三)(四)にかゝげたる所の皇居にして行はる、朝儀恒例臨時の禮典はかの後普光園院良基公、或は後成恩寺兼良公ともいひ傳ふる、公事根元抄にかき置れたる、公事のうちにして、ある時は、行はれ、ある時は、廢止また中絶など、しばしばありし事ながら、大かたは行はれしものなるべく、おぼゆ、其詳細は他書にゆづり、いま維新前まで行はれしその分目をあげむ。

朝廷の大禮は、登極の禮、大嘗の典、及び元朝拜賀の式を以て最も重とし、年中の恒例臨時の儀式、實に多しとす。然れども、王政衰微し、大極殿廢するに及び、紫宸殿に於て、これを行ふにいたりては、細目の儀式行はれず、たゞ登極の禮、大嘗の典は、百方に經營せさせられて、この式を修められし事、人口にかしこくも傳ふるが如し、其沿革し來りし事のあと、遠くは順德天皇の禁秘御抄、また後醍醐天皇の建武年中行事、近くは後水尾天皇の年中行事など、かしこくも御みづからかゝせ給ひしものどもを拜覽し、其他何くれの抄物を見て心得らる、徳川氏世をまつりて、ちて後廢を興し絶

を継ぎ、頗る修舉せりといへども、虛文徒禮に過ぎりし事は、後水尾帝の年中行事に
 徳川將軍撥亂反正朝廷を復興す、然れどもこれを寛正の時に比すれば、猶及ばざる
 事遠し、則ち舊儀の存するそれ幾何ぞや、とかいせ給へるを以て、其程度の如何を察
 すべし、されば水戸の義公の禮儀類典を撰してこれを献し、大嘗祭の儀を再興建議
 して行はるゝにいたりしなど、みな其所以ある事をおもふべし、王政維新に及び、其
 はじめには、時に宜きを制し、儀式の舊典頗る革まり、古制によるものなほありとい
 へども、吾朝の禮儀、こゝに於て一變す、蓋し今しるす所のものは、猶舊典にして維新
 前行はれしものなり、まづ恒例には、

朝賀 正月元日天皇皇后大極殿に御して、群臣の賀を受け給ふ儀式なり、其後この
 朝賀なき時は、殿上の公卿以下、清凉殿にて朝拜す、これを小朝拜といふ、應仁以後は
 京師の擾亂おほかたならざるが故に、廷臣多く諸方に遁走して、百司朝せず、されば
 小拜も亦或は行はれ、或は行はれず、後陽成天皇以後は、行はれて廢せず
 四方拜 元日寅一刻、天皇朝服を御され、清凉殿の東庭の御座にて四方を拜し給ふ
 いと煩はしき儀あり、この日大臣以下も、この四方拜を行ふ、應仁以後、これも行はし

行はれざりしが、後陽成天皇より、舊に復してこれを行はる。

元日宴 元日天皇群臣の賀を受け給ひて後、群臣に宴を賜ふ、この日氷様、奏腹赤、奏
 あり、吉野、國栖歌笛を奏し、贊を献す、大歌所、雅樂寮もまた各入りて、歌を奏するなど
 を例とす、應仁以後に至りては、王朝いよゝゝ衰微を極め給ひ、百司も朝せず、資用給
 せざりしかば、遂に廢せらる、長亨延徳の間、やゝ復興せしが、又程なく廢す、文龜二年
 にいたり、纔にこれを復し、又行はれざる事十數年、其後行はれ行はれざる事屢あり、
 文祿慶長以後は、舊典稍闕くる事なきにいたる、維新このかたは、新年宴會を賜ふ、こ
 れいはゆるこの宴の一轉せしものなり。

白馬節會 正月七日、天皇豊樂殿にて青馬をみそなはず、よりて群臣に宴を賜ふ、後
 世紫宸殿に於てこれを行ひしが、應仁以來資用給せざりしを以て行はれず、文祿慶
 長以後、また興りて恒典となさせらる、又白馬とかきて、あをうまとよむ、訓儀、別

踏歌節會 正月十六日、天皇豊樂殿に御し、宴を群臣に給ひ、踏歌を奏す、大同年中此
 節を停められしが、又行はる、應仁にいたりて、舊儀廢すとともに行はれざりしが、後
 陽成天皇慶長七年二月十六日より、またこれを行はるゝ事となりぬ。

三月三日節 三日に行はる。この日文人を召して詩を賦せしめ宴を賜ふ。曲水宴といふ。文武天皇五年、此日を以て群臣に宴を賜ひて節日となし給ふ。聖武天皇以後は、上の巳の日、或は三日を以て行はる。其後興廢ありしも、足利幕府の時代、この日必ず闘鶏トウキを観る事ありしが、應仁以後は暫く中止しつるに、文明七年三月三日、これを復して恒例とせり。徳川氏にいたりて、幕府この三日を節日とす。朝廷もまた舊に復し、なほ足利氏時代に行ひし、闘鶏の戲をも行はせられて、三日の儀を行はる。然るに維新に及びて、この節日は廢せられぬ。

走馬節 又端午節ともいふ。五月五日に行はる。文武天皇この日を節日となし給ひ、五位以上の走馬を観給ひしより例となる。其後六衛府菖蒲を献する事ありて、所々の殿舎にこれをふく事もあり、百官これをつらにかくるなどの風儀もありき。はるかに降りて、後土御門天皇長享二年五月五日、菖蒲節を停められしこのかた、復行はれず。然るに徳川氏にいたり、幕府これを再興して節日となして端午節といふ。朝廷もまたこれを恒例の節日となして行はれしが、維新このかた廢せらる。重陽宴 又菊花宴ともいふ。九月九日これを行はる。嵯峨天皇弘仁三年、詔ありて

九日の諸儀、一に三月三日節に準せしむとあり、また五月九月に、節會の數に加へず臨時文藻あるものを撰定し、これを行はる、なども見ゆ。其後なほ興廢ありしに、徳川氏にいたり、幕府この日を以て節日と爲す。朝廷もまたこれを恒例となして行はれしが、維新このかた廢せらる。

冬至 この日百官の賀をうけさせ給ふ。朔旦冬至の事あり、ことさらに公卿表賀し奉る。其日百官に宴を賜ふ。其後久しく廢絶せしに、光格天皇天明六年十一月朔旦冬至なりしかば、詔ありて旬節を修めしめ給ふ、これより舊に復して、その儀を行はせ給ひき。此他に、恒例の御儀式なきにあらざれど、こゝに其要領を分ちて抄出す。

即位 即位と踐祚とは、もと其別なかりしものなるは、上古の史典をうかひて明らかなり。淳仁天皇までは、踐祚の日直ちに即位し給ひしを、光仁、桓武、平城三帝、このかた、踐祚即位時月を隔つるものいたる。其後遂に御例となりて、その儀式を別に、行はる事となれり。さて踐祚讓國の儀式は、紫宸殿にて行はれ、即位の禮典は、太極殿にて行はる。さるは一は神器傳承の儀なり、一は百司萬民に告げさせらるゝ禮なれ

は也。天皇即位し給ひし後は、天神地祇をまつらせ、齋宮齋院の卜定など、又特に伊勢大神宮に御使を派して、幣帛を奉らる。又太上天皇及び皇太后の尊號を奉られ、諸山陵等へ事の由を告らる。禮あり、然るに大極殿災ありしこのかた、遂に古禮に復させられず、後世専ら紫宸殿にてこの儀を行はる。藤原氏執政のころはひより王室やうく衰頹し給ひ、鎌倉に幕府を開きし時代、いよくこの大禮を行はれんに用度乏しく、臨時の成功を募りて執行せらる。が如き勢ひとなり、足利幕府このかた、ことに衰微甚しき王室の御ありさまなれば、踐祚の後數年を隔つれども、武家よりまかなひ奉らざるときは、この御禮典を行ひ給ふ事能はず、織田氏の足利氏に代りしに及びて、皇家を推戴き、その舊式を復興し奉らんとしつれとも、果さず、徳川氏執政の時代となりて、漸く四方事なく治りければ、踐祚後一年を隔て、大禮を行ひたまふ事となりぬ。素より貞觀延喜の盛に及ばずといへども、中世の御衰頹を起して、綱紀を張るに至る、かしこくも今上天皇は、慶應三年正月九日踐祚したまひ、明年八月廿七日、即位の禮典を擧げさせらる。其儀古今を酌量し、時に隨ひ宜しきを制し、唐様の服制を廢せられ、大に吾朝の式禮を備へられたり。

皇后、皇太子の冊立、天皇即位あらせらるれば、必ず皇后皇太子の冊立あり、今傳る所の制は、貞觀より定りしが如し。後世にいたり、後村上天皇このかたは、歷世大かた皇后冊立を行はせられず、近世後水尾天皇寛永元年女御源和子を立給ひて、皇后と爲し給ひ、中宮と稱し奉る。たゞに女御にて居給ひしこと、こゝに十一代なりしに、漸く此禮を復し給ふにいたる。今上天皇即位し給ふこのかた、皇后、皇太子冊立の儀、古今を酌量し、時に隨ひ、宜きを制し、禮典大に備はりぬ。みな紫宸殿にて行はる。冠禮、天皇はじめて首服を加へ給ふ儀にして、清和天皇このかたの御例とす。加冠の上達部、理髮の月卿雲客など、いとおごそかなりしも、維新の後これを廢せらる。御賀、天皇の御寶算、四十歳以上、五十、六十、七十、八十など、その御満齡ごとに、中宮、或は太上天皇、皇太子、諸親王、大臣等より、賀辭物品など、祝ひて上る儀を云ふ。大喪、この禮、太古以來畧そなはれり、大寶の制は、治部省をして凶儀を掌らしむ、其式時に臨みて、定制あらざるもの如し。持統天皇火葬を始め給ひ、聖武天皇佛式を擧げ給ひしより、古制漸く變替して、薄葬をむねとし給ひ、山陵及び國忌を興さるにいたる。近世後光明天皇崩御の時、火葬の儀を止められき、また天皇崩御の時は、諒

闇の儀あり、また廢務といふ事あり、廢務は諸司すべて政事にあづからざるものとす。なほ廢朝といふ事あり、天皇二等以上の親及び外祖父母、右大臣以上、若くは散一位の喪等にあひ給ふ時にあたりて、事を視給はざる事三日、また三等以上の親、百官の三位以上の喪にも、天皇事を視たまはざること一日なり。その廢朝には、諸司の政事はつねの如くこれに従ふ。蓋し廢朝の時には、音奏警蹕を止め、内印を請はず、また清涼殿の御簾を垂るゝを御例なりとす。廢務は多く一日に限れるが如し、これ萬機の政は、數日棄ておくべからざるによりてなり。近來廢務の事はすたれて、廢朝は行はる。なほ葬事凶服の事など、いと繁多なれど別項にいはんとして此に除く。

右恒例臨時の禮典、その要旨たるもの、此の如し。按するに、承平天曆このかた朝政年を逐て昔日の如くならず、瑣小の儀文を逐ひて年中行事と稱して、最もこれを事とす。されど鎌倉以來、武門專制の世を経て、大に廢滅せるものあるを察すべし。

(六) 平安朝の大内裏概略

前項には、引つゞけて今の西京皇居の概略を述べたれば、是よりひかしの平安城、即ち大内裏といひしをりの大建築の一端を述べんとす。この事項も、第一に心得をるべき必用あるが故なり。まづ大内裏圖といふもの、三四種あるが、其の正しきに従ふ。宮城、即ち大内裏は、桓武天皇の延暦十三年に、山城國葛野郡宇太村の地に經營したまふ。其區域、まづ南もて東西三百八十四丈、南北四百六十丈あり、皇宮及び省、寮、司の官舎、みなこの郭内にありき。第一に朝堂院といふは、これを八省院ともいふ。南面にしてその前方に應天門あり、その大通りを朱雀通りといひて、外門を即ち朱雀門といふ。朝堂院の左側に、豐樂院あり、また其後方に、位置を作りて眞言院、武德殿、中和院などあり。少し東によりて皇居あり、この外、諸省寮司、みなその皇居、及び朝堂、即ち八省院などを圍繞して、最もいかめしく棟をつらねて建つゞけられたり。

宮城門は、東西南北の四方に、各三ツづゝ建られたれば、合せて十二門あり。上にいふ所の朱雀門は、即ち南面の正中なり、伴氏これを造るを例とす。その結構、重閣にして

七間戸五間あり、一間とす。南にあたるを以て、朱雀の名あり、この門の右に美福門あり、壬生氏造るを例とす、左に皇嘉門あり、若犬養氏これを造る例なり、何れも五間戸三間あり、みな重閣の結構なり、東面の正中に、待賢門あり、建部氏これを造る例なり、右に陽明門あり、山氏造る、左に郁芳門あり、的氏これを造る、みな其例、上にいふ各氏の如し、これも皆重閣にして、五間戸三間あり、西面の正中に、藻壁門あり、佐伯氏これを造る例なり、右に談天門あり、玉手氏これを造る、左に殷富門あり、伊福部氏造る例なり、みな重閣五間戸三間なる事上に同じ、北面の正中に、偉鑿門あり、猪養氏これを造る例なり、右に安嘉門あり、海犬養氏これを造る、左に達智門あり、丹治比氏これを造る例、みな各氏の如し、これも皆重閣五間戸三間なり、さてこれらの十二門に扁額をかく、嵯峨天皇弘仁九年四月、制せさせ給ひて、殿閣及び諸門に題額をかくげさせ給へり、東方三面は、嵯峨天皇の宸翰をかくげ、南方三面は、空海和尚の筆、西方三面は、小野美材の筆、北方三面は、橘逸勢の筆なり、これそのはじめにして、後々はその當代の能書にかゝしめ給ふ御例となりき、かの空海入唐留學中に、韓方明につきて二王の筆意を傳へたり、又逸勢も同じく、柳宗元に屬きて、筆意を傳へしとなり。

上に略いふ所の朝堂院、即ち八省院は、南面にして、東西五十六丈、南北百三十六丈の二構へなり、これ八省百官こゝに出頭して、庶政をこの堂に行ふ、まづ大極殿を正殿とす、即ち高御坐を安置す、もとオホヤスミドノといふ、この後房を小安殿といふ、天皇陛下この大安殿にして、天下の政事を安見し給ふ意なり、然るに皇極帝の時、唐制に擬せられて、その大極殿といふ字を填てたるなり、されど後まで、訓はオホヤスミドノといふ、孝徳天皇大化改新のをり、萬般古來の様式かはり、建築のおもたる家屋は、鴟尾を挙げ葺をつけたる瓦ぶきとなるのみならず、内構に贅砌を敷く、さればその大極殿は、正面十一間、一間一丈六尺なり、さてこの大極殿の前、東西にわかれて、東に昌福、含章、承光明禮、延休、含嘉の諸堂あり、西に顯章、延祿、修武、永寧、暉章、康樂の諸堂、この東西を合せて十二堂なり、また大極殿の外廊つゞきに高樓二あり、東を蒼龍といひ、西を白虎といふ、其前面をすべて龍尾道といふ、また廂門あり、東を東福といひ、西を西華といふ、また朝堂院の内郭の廻廊に廂門あり、南面の中門を會昌といふ、重閣七間戸五間なり、左右に章徳興禮の二門あり、この會昌門外に、東朝集堂、西朝集堂あり、これ百官のまづ參集する所なり、また朝堂院の外郭の南門を應天門といふ、外郭

もなほ廻廊にして、其廊つゞきに高樓二あり、東を栖鳳といひ、西を翔鸞といふ。應天門も重閣七間戸五間なり。この左右に、長樂、永嘉の二門あり、また東の方に、含輝、盛化、宣政、通陽、永陽、昭訓、宣光の諸廂門あり、蓋し宣政を、東面の中門として、重閣七間戸五間なり。西の方に、章義、敬法、章善、顯親、廣義、光範、壽成の諸廂門あり、蓋し章善を、西面の中門として、重閣七間戸五間なり。北の方にも三門ある、中門を昭慶といひて、なほ七間戸五間、右に永福、左に嘉喜の廂門ありて、すべてこれを構造せらるゝもの以上の如し。

大極殿は、上にもいふが如く庶政を行ひ給ふのみならず、昔は登極、大嘗のごとき大儀など、みな此正殿にて行はれしが、高倉天皇以後は、建築大に頽廢に屬して、其大儀を行ふ事を得ざりしかば、姑く紫宸殿にて行はせらる。然るになほ、その殿舎も、また頽廢に及びて後は、かの土御門殿、或は閑院殿などいふあたりを、皇居とし給ひて、いよいよ復舊せさせ給ふ所にいたらず、つひに近くはその一端ともいふが如き、土御門の内裏に轉し來りし所以なり。

豐樂院は、朝堂院の西にあり、南面にして、南北百三十四丈、東西五十六丈の一構へな

り、外郭の正南に、豐樂門あり、左右に、禮成、崇賢の二廂門あり、東の方は中門に延明あり、其左右に開明、陽祿の二廂門あり。西の方の中門に萬秋あり、その左右に、福來、立德の二廂門あり、北の方に不老門ありて、豐樂殿を以て正殿となす。節會儀式の宴會を行はるゝ所なり、されば豐明の節會なども、この正殿に行はれしを以て、かしくも思ひ合せ奉れば、今の皇城の豐明殿は、この豐樂院の御なごりに建させ給ひけむもの歟。また後房に清暑堂あり、また東西に方をわかちて東華、顯陽、觀德、延英の四堂、東にあり。西華、承歡、明義、招俊の四堂、西にあり。豐樂殿につづく回廊の東に、栖霞といふ高樓あり。西に霽景といふ高樓、左右の方にならびたり。その八堂の間も、みな回廊構へにして、外郭の豐樂門の内の正中、内郭の南門を儀鸞門といひ、その左右の廟門を高陽、嘉樂といひ、東の方に青綺、逢春、舍利の三廟門あり、西の方に白綺、承秋、陽徳の三廟門あり。

眞言院は、豐樂院の北にあたりて一構をなす、南面なり。南北廿丈、東西五丈、これ國土安泰、稼穀の豐饒をいのらんが爲の修法せんとして、僧侶ども參院する所のものにして、西舎の西の方に、護摩を修する堂あり。東の方に僧房なり、後の方に伴僧の宿所あり。

り、この院の四面は、築地にして、正面に南門といふがあり。

武徳殿は、眞言院の西の方にあり、殷富門を前とし西面を以て一構をなす。南北十七丈六尺、東西十四丈四尺なり。元は馬場殿、或は射場殿ともいへり、騎射競馬など行はせらるゝ時は、天皇かしくも臨御ある所なり。外垣の南及び東西に通門各二ヶ所あり。

中和院は、眞言院の東の方にあり、方四十丈あり、内裏即ち皇居の西隣の地なり。また中院ともいふ、南面にして内郭に正門あり、中門とも、南門ともいふ八足なり。左右に東腋、西腋の二廂門あり、又外郭に中和門あり、一に宮城門ともいふ、こゝにも左右に東腋、西腋の二廂門、また東のかたにも、中和門といふあり、これも八足なり。この院は神嘉殿を以て正殿として、南廂、北廂、東廂、西廂の間あり、新嘗祭、神今食を始て、天神地祇を御親祭せさせ給ふ御式は、みなこの所にて行はるゝなり。殿前左右に炬火屋あり、後房を北殿といひ、左右に東廂殿、西廂殿といふもあり。東のかたの中和門は、全く皇居の外垣に接近す。

内裏は即ち皇宮なり、外郭の南面、正中に建禮門あり、左右に春華門、東修明門、西宮城

門、西の四門あり、宮城門は、上にいふ中和院の門と同じきなり。東面に建春門あり、西面に宜秋門あり、北に式乾朔平の二門あり。内郭の南面、正中に承明門あり、左右に長樂門、東永安門、西の三門あり。西の方に、陰明、武徳、遊義の三門あり、北の方に、玄暉、徽安、安嘉の三門ありて、此郭内東西五十七丈、南北七十二丈の結構なり、さて内裏の字は、用明天皇紀に出て、オホウチと訓をさしたり、後世大内ともかき、また單にうちとも、通して唱へ奉れり。其概略をあげんに、中央南より北へさして五殿あり、いはゆる紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀、これみな南面なり。東側に、春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀の六殿、これみな西面なり、西側に、安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登華の六殿、これみな東面なり。紫宸殿は、九間四面、一間とす、一丈五尺にして、東西廂名一丈、檜皮ふき屋なり。尋常の公事は、おほかたこの殿にて行はせらる、殿前の東腋に櫻、其時は梅なりと、其後この樹なりと、西腋に橋をうゑたり、本殿の北廂より、露臺を経て、仁壽殿に續けり。仁壽殿は、もと天皇の常の御まし所なり、其後にいたりて、清涼殿を常のおましと定め給ひぬ、これも北廂に、露臺ありて、承香殿へつゞけり。承香殿は、東片廂にして、内の御書所といふあり、馬道をわたりて常寧殿へつゞけり。常寧殿は、もと皇后のつねのおまし所なり、故に后町ともとな

へたり、然るにこれも弘徽殿にうつり給こととなりぬ。其北なるを、貞觀殿といふ。貞觀殿は、一に中宮廳といふ、もと天皇の四海を統御し給ふ、御まつりごとをきこしめすからに、皇后は、うちくの御まつりごとを、をさめ給ひしかば、中宮廳の名あるなり。又この殿を、御匣殿ともいふ、御櫛匣を始めて、すべて後宮の事に關する文書類なども納められしなり。中に就て御櫛は、特に婦人の重寶すべきものなるを以て、かく殿の御名にかけてよべるものなるべし。またかの東の六殿の南の方より第一を春興殿といふ、この東廂中に内豎所あり、後の方に朱器殿といふもあり、この朱器は、上代の名物を藏め給ひし所なるべし。上代は赤漆ものを、最もたふとくもて扱ひ給ひき。さてこの南腋に左腋門ありて、閤門に接き、その北のかたに、日華門ありて、宜陽殿につゞけり。宜陽殿は、納殿ともいひて、累代の御物を、さめ給へる所にして、南廂に職所といふあり、大臣の公事を議し、除目などもこゝにて行はる。其後の方に、太子やどりと名つくる一字あり、北のかたに、綾綺温明の二殿あり、内侍所の御鏡は、温明殿の内にあり。またその北に、麗景、宜耀の二殿あり、この殿舎は、女御、或は後宮に仕へ奉る女房などの曹司なり。西の六殿の南のかた第一を、安福殿といふ、南腋に右腋門あ

りて、東側の左腋門に對して、北に月華門あるは、日華門に對せり。校書殿は、文書を校する所なれば、一に校書所といふもあり、後には藏人所をも、この殿内に置れき。また校正書冊を藏めたる所を、納殿といふもあり。この殿の北のかたに、清涼殿あり。清涼殿は、天皇日常の御まし所となりぬ、故に身屋に日の御坐あり、北の妻戸の内を夜よの御殿とす。東廂の南の方に、石灰の壇あり、この壇は、伊勢の神宮を御遙拜せさせ給ふ所なり。北の方に、二間といふありて、觀世音、また他の佛像をかけおかる。其北にそひて、弘徽殿の上の御局あり、其後の方に、萩戸及びふぢつぼの上の御局あり、また南廂を殿上の間といふ、殿上人の侍ひ所なり。この外鬼の間、臺盤所、朝餉の間、御手水、間、御湯殿間、杯いふ御間席、或は荒海の障子、昆明池の障子などいふも、みなこの御殿中にあり。さてこの清涼殿の後の方を、後涼殿といふ、御厨子所この内にあり。また北に渡りて、弘徽殿あり、其北は登華殿なり、この二殿も、女御その他の曹司なり。これにつゞきて、東西に殿舎あり、昭陽、淑景、飛香、凝華、襲芳の五舎なり。昭陽は、麗景殿の東の第一にして、これを梨壺ししつといふ、舎前の壺庭に、梨木を植たるゆゑに、此名あり。第二の淑景舎は、其北にあたり、これを桐壺きりつといふ、後の方に北舎といふあり。飛香舎は、弘徽殿

の西の第一なり、これを應壺といふ。凝華舎はその第二なり、これを梅つぼといふ。瓊芳舎はその第三なり、これを雷鳴の壺といふ。これらもみな、女御以下の曹司なり。坊には華芳、桂芳、蘭林の三坊あり、いづれも閤門の外、中隔門の内におあり。皇居門に閤門あり、宮門あり、南に承明、長樂、永安の三門あり。東に宣陽、嘉陽、延西の三門あり。西に陰明、武德、遊義の三門あり。北に玄輝、安嘉、徽安の三門ある事、上にいへるが如し。これらの諸門々、閤門といひて、兵衛これを守れり。また宮門といふは、南に建禮春花、修明の三門あり、東西に建春、宜秋各一門あり、北に朔平、式乾の二門あり。これも既に上にいへり、此宮門は衛門これを守る。平安朝の時もたがふ事なし。

また宮城に大門、諸門、理門ありて。宮衛令を按するに開門第一鼓をうてば、諸門をひらく。第一鼓は寅一刻なり。第二鼓をうてば、大門をひらく。第二鼓は卯二刻なり。理門は便門なるからに、開閉さだめなし。また退朝の鼓をうてば、大門を閉づ。酉一刻なり。閉門の鼓をうてば、諸門をとづ。閉門の鼓は酉の二刻なり。この事平安朝も同じ。後世となりて、東の方に上東門、西の方に上西門を増して、宮城門すべて十四となる。

神祇官、太政官を始て、八省の在地、及び管接の寮司などの位置のありしやういまは

省略して、こゝにはいはず。されど大寶令の官制の重なる名稱を舉ぐれば、

神祇官 太政官 八省、及び其寮司職の概略左の如し。

中務省	中宮職	左右大舍人寮	圖書寮	内藏寮
式部省	大位寮	圖工司	内藥司	内禮司
治部省	雅樂寮	支蕃寮	喪儀司	
民部省	主計寮			
兵部省	兵馬司	造兵司	鼓吹司	
刑部省	賦隸司			
大藤省	典部司	織部司	漆部司	
宮内省	大膳司	木工寮	大炊寮	主殿寮
	造酒司	鍛冶司	官奴司	園池司
	主水司	内油司	内播部司	典承寮
	菖陶司			土工司
				正親司
				采女司

右を八省といひ、内官ともいふ。この外に、

陣正臺あり、また五衛府とて衛門府 左右衛士府 左右兵衛府
また 左右馬寮 左右兵庫寮 内兵庫司

春宮坊 舍人監 主膳監 主藏監 主殿監 主書署
主器署 主工署 主兵器署 主馬署
また外官として、左右京職 東四市司

これらみな宮城域内に置く所の官衙なり、蓋し大寶以後、平城朝にいたりて、廢合の寮司あり、またさらに創置せらるゝものあり、随つて平安朝に入りても、なほこの存廢しばくあり、されどまづ大同少異なるのみならず、こゝには其もとたる所の令制をことさらに折衷せず、初學に知らせんが爲にかゝくるものとせり。なほ次に其必要ある條下に、沿革の次第をいはんとす。

(七) 大内裏考證及び附圖

(六)に大概をかゝげし平安朝の大内裏のありしやうを、こまかに心得むと思はんに、は大内裏圖考證となづけて、寛政年間に、裏松光世朝臣後に入道して固禪といひし人、これを諸書によりて撰出せしもの、三十卷、附録十卷、續録二卷、目錄三卷あり。その大内裏の結構を切圖とし、風舎ごとに内外、及び庭中諸門等、みな古書を引て考證す。卷一は都城、二は宮城、三は朝堂院より起りて、卷三十眞言院にいたれり。附録は、殿舎に附たる帳屏風などの考證にして、その卷四は、里内裡をかゝぐ。續録は攝關以下の第宅を記せり。よそ大内裏の事をこまかに辨知せんとする材料は、これにしくものなし。また大内裡圖九帖あり、こゝは京城略圖、内裡圖、八省院圖、豊樂院圖、太政官圖、神祇官圖、大學寮圖、武德殿圖、眞言院圖等なり。上に擧る考證に收めたるものは、切圖のみなれば、時に臨みて不便を感ずるを以て、天保年間江戸人内藤廣前ひろさき板行す。この人多年心をこゝに盡して、南都所傳の宮城古圖、神泉苑所傳圖を始め、眞正の古圖に資りて製せらる。然るに考證は寫本なりしに、近年故實叢書といふものに、今泉定介氏

これを收め、右の九帖をも附圖とし、猶廣前の訂正をも増補したれば、最も見易きものとなる。

(八) 上古の官職概略

後世に至りて官職といひ、或は群臣百官など稱ふるもの、太古即ち神代より見えたり。古事記、日本紀に、官省かみのつかさといひ、古事記に膳夫かきといひ、日本紀に齋主いほりぬしなどいへる類、これ皆官といふべき者なり。又天孫降臨の御時、御供つかへられし五部祖神は、これ後世の文官にして、大伴連祖神おほなむねのむすひのむすひ及び物部連祖神ものべのむすひのむすひたちは、後世の武官なり。中臣齋部なかつかみいはいなどいふも、皆官職なり。又後世の官の中にも、辨わか、掃部かき、大炊おほい、主殿おも、主水おもみづ、鞠負まきおなどいふ職名は、後世儲けしにはあらで、太古の官名の遺りしなり。八十伴緒やそひなむすといひしは、所謂群臣百官といふが如し、之を臣連おみむす、伴なむす、造つく、國くに、造つくともまたいへり。さて臣連といふは、カバチといふものなり、かくて太古は、祭と政と同一致にして、政の字をマツリゴトと訓むは、即ちカミマツリゴトの意味なれば、政官と祭官と區別なく、其大政を奏し給ふ大臣おほなみ、即ち祭官にてありしとは、職原抄にも、昔人皇最初、神武天皇、定都於大和國橿原、云々、此時天種子命あまのこ、專主祭祀事、是乃猶執朝政之儀也。ともあるとを熟く遡らせて辨ふべし。もとより其下に屬きたる、種々の祭官の末々に至るまで、皆神代のまゝに、其

職を世々に傳へ、即ちウヂカバチにも負來れり。然るに崇神天皇の御世に至りて、皇居と神宮と、始て二つに分れし事となりしより、後世の如くに、官職と祭祀と、二つに分れ來しなり。さればまづ祭官をいはんに、かの太古より引續きて、神を祭るに齋主いひぬし、忌人いひひと、祝部いわらふべなどいふ稱あるを、すべて押こめて神主ともいへり。さて齋主は、中臣、忌部などの神職をすべ帥ゐて、仕奉る職なれば、主といへるなり。忌人は、天皇御親ら行ひ給ふ御神事を、忌潔まはりて扶翼たすけ奉る職をいふ、また中臣は、祖神天、見屋みや命よりして、神と皇との御中を執持とらて、申す職なるよしの稱なり。さてウヂとなりしは、其職掌によりていふ。また祖神天、見屋命と事を掌りたる以來、卜部うらふべといふもの、遂にこの中臣氏の隸屬となりぬ。また卜部二十人の中に、宮主みやぬしといふ職もありて、朝家の重き御卜の事にむねと關るものなり。忌部の祖神布刀玉ふとたま命は、忌部、首等おびと之祖と見えて、その首は諸の忌部を率ゐて、神を祭れる種種の物を造らしむる職名なりしが、これもそのウヂとなりぬ。さて古語拾遺に、太玉命所率神名曰天、日鷲命ひじゆ、阿波國忌部祖也。手置帆負命ておきほおひ、國忌部彦狹知命くにいひひこ、紀伊國忌部祖也。櫛明玉命くしあきらたま、出雲國玉目一箇命いづも、筑紫伊勢兩國忌部祖也。天目一箇命あめめ、筑紫伊勢兩國忌部祖也。玉命率諸部神造和幣とも見え、また太玉命率諸部神供奉其職、如天工儀などあるを

以て其大かたを知るべし、また猿女さるめあり、天鈿女命あめにんめといひしが、天孫降臨の時、猿田毘古神の名をあらはさしめたる功を以て、姓氏とせよと、勅して號とせしより、男女皆猿女君といふ、されば鏡作かがみつくり、玉作たまつくりなどの自己の職掌を以て、負へるウヂとは異なり。此職かゝる由緒ありて、後までも大管、また鎮魂などに奉仕す。また鏡作かがみつくり、玉作たまつくりあり、楯作たてつくり、倭文やまと、神服かみかみ、麻績あせ、笠作かさつくり、作木綿つくわた、作金者つくかねなど、これ皆齋部いひべに屬する諸氏なり。其奉仕の有様は、古事記、日本紀、古語拾遺、或は神宮雜例集などに見え、たれば、委しくは就て見るべし。此他太神宮に齋宮いひみやあり、これ大神をいつき奉り給ふ齋王の住ませ給ふ宮殿なり、後には齋宮寮といふ、またこの因みに、神宮の官職を擧げんに、祭主あり、太神宮司あり、大神主あり、禰宜ねい、内人うちひと、物忌ものいみなど、皆大寶年間以前より連綿たるが如し。政官のかたにては、大臣おほみ、大連おほつら、大辨おほわかを始て、宮首みやつか、大舍人おほとねり、藏職くらつかなどいふ類、幾多もあり、蓋し上古には、其職を世々に傳へて、仕へ奉りしからに、其職即ちウヂカバチに負るもの多し。されば其カバチを按して、上古の官職のありさまの大むねを知り得べし。さはいへど、其は末の品々の官職の片はしにして、むねとある天下の大政の官の名といふはなかりき。凡そ大政の大本は、天皇陛下御みづから畏くも總攝すまて知食ちじくし給

ひ、其を執奏す人々は、その御政事の種類に參與りて、御前に侍ふ公なる心を以て、マヘツキミと稱へしなり。もとより時ありて、大政を禪補け、機務に參與る事は、一二人に限らざれば、侍臣の二字、及び大夫、また大臣など、みなマヘツキミと訓ませたり。かくて漸く御代々々を歴るにあはせて、大臣、大連などは、屢所見て、職掌も知られたるを、天武天皇七年十月の詔に、凡内外文武官毎年史以上屬官人等、公平而恪勤者、議其優劣、則定應進階、云々、法官校定申送大辨官云々、といふとあり、この大辨の訓を、倭名鈔に、於保止毛比、西宮肥、北山抄、小右記などに、大輶火之官とみゆ、大寶令、太政官の下に左右大辨を始め、左右中辨、少辨ありて、その職掌をも擧げられたるが、此天武帝の時も、大かたさることをつかさ取りしものならん、オホトモヒとは、大率の意にして、物をひきゐる事をいふ。古言のあともひといふに同じ、また宮首は、古事記須佐、雄神の段に、任我宮之首、且負名號稻田宮、主須賀之八耳神と見え、日本紀にも、因勅曰、吾兒、宮首者、即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰稻田宮、主神などもある、これなり。按ふに、此官は、後宮三后宮の長官の如くなるをいひしなるべし。また古事記、應神帝條に、詐以舍人為王、露坐吳床、百官恭敬往來之狀、と見え、雄略天皇紀に、穴穗天皇、枕皇后膝、盡

醉眠臥、於是眉輪王、伺其熟睡而刺弑之、是日大舍人、驟言於天皇云々、また同五年二月、天皇狩獵于葛城山云々、噴猪從草中暴出云々、詔舍人曰、猛獸逢人則止云々などある。舍人は、左右近親シタシく仕奉る者にして、なほ紀中にも、近侍舍人、左右舍人などもかけり、又帳内官者、及び兵衛などもトテリと訓り、大寶令には、中務省被管に、左右大舍人寮を置れたり、合せ考ふべし、また履中天皇六年正月、始建藏職、因定藏部と紀に見え、古事記にも、同天皇以阿知直始任藏官とあり、また古語拾遺にも、神物官物亦未分別、宮内立藏號齋藏、令齋部氏永任其職云々、齋藏之傍、更建内藏、分收官物云々、自此而後諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰檢校三藏齋藏内大藏など見えたる、大寶令の大藏省に併せ考ふべし。この以下同し、其委きは本書を往見すべし。また古語拾遺彦瀲尊の段に、蟹守かほりあり、作帚掃蟹、仍掌舖設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之掃守者、彼詞之轉也、といふこと、掃部連遠祖天忍人命に係けてしるす、また衣縫部の事、應神天皇紀、及び雄略天皇紀に見えて、みな外國より求めさせ給ひしものなり。織部司の事は、姓氏錄に、服部連條に、允恭天皇御世、任織部司、總領諸國織部、因號服部連などある、織部織部兩司ともに、大寶令に見ゆ、また錦部にしほあり、雄略天皇紀七年に詔して、錦部定安那

を、上桃原、下桃原、真神原三所に遷居らしむる事あり。これみな上に見ゆる、應神帝御時代の吳織、穴織くればりあなはり、また此、雄略帝御時代の漢織、吳服あははりくれはり等と同じく、外國ぶりの錦綾を、ともに織りしものなるべし。令にも挑文師ありて、錦綾羅等の文を挑むこと見えたり。又同し雄略天皇紀七年に、鞍部堅貴あつくり、また漢手人部あまのてといふもの見ゆ、これも外國ぶりの鞍作なり。漢手人部は、令に典履二人、掌縫作靴履鞍具、檢百濟、手部とありて、百濟手部十人、掌雜、縫作、事云々とある、すべて此類のものなるべし。書部あかきあり、令には書工司といふもの、中務省の被管となる、こゝには雄略天皇紀七年、八月、天皇詔、大伴大連室屋、命東、漢直掬あまのま、以云々、書部因斯羅我云々等、遷居于上桃原、下桃原、真神原三所。と見ゆ、これわが邦固有の書法を潤色せし初なり。また姓氏錄、諸蕃、大岡忌寸、出自魏文帝之後、安貴公、大泊瀬幼武天皇諡雄、御世、率四部歸化、男龍一名辰、善繪工云々、天命開別天皇御世、賜姓倭書師云々、とも見えたる、この倭は、同書河内書師、出干魏陳思王植とある、ヤマト、カフチと對照せしものなり。雄略天皇七年八月の文の續きに、陶部すまのつくりあり、これも令には、宮内省被管に管陶司あり、こゝには新漢陶部高貴とありて、上の書部、また鞍部等に同く、三所に遷居する一人なり。これもわが我邦固有の土器工を補助

して、業を進ましめしものなり。樂府うたふりつかあり、神武天皇紀、久米歌くみかの條に、今樂府奏此歌者、猶有手量大小、及音聲巨細、此古之遺式也。と見えたる、これ後世所謂雅樂寮、大歌所、樂所などの類、みなこの樂府といふに同じ。さて上古の樂曲は、來目舞、田舞、吉士舞、駿河舞など、わが國の手ふりも多し。令には、治部省の被管に、雅樂寮ありて、内外の樂曲、歌舞等を掌れり。なほ天武天皇十四年九月紀に、凡諸歌、男、歌、女、笛、吹者、即傳己子孫、令習、歌、笛、といふとあり。これも令文に歌師といふが、歌人、歌女を教ふる事、笛師が雜笛、及び笛工を習はしむる事あるものとなるべし。また雄略天皇十一年七月紀に、有從百濟國、逃化來者、自稱名曰貴信、又稱貴信、吳國人也、磐余、吳琴、彈、瑣手、屋形、麻呂等、是其後也、と見えたるが、これも令の雅樂寮に、伎樂云々、樂師云々といふが、伎樂生を教ふることあり、すべて伎樂といふものをさして、吳の國より傳へしものといへれば、この琴、彈も伎樂を合奏せしものなるべし、もとより今いふ舞樂とて、支那、印度、三韓傳來の樂曲の外に、伎樂といふものありき。また大寶令には、民部省に屬すべきものにして、仁德天皇紀に、屯田司、出雲臣之祖、淤宇宿禰といふが、あり。清寧天皇紀に、縮見、屯倉、首あり。欽明天皇紀に、於備前見島郡、置屯倉、以葛城山田、直瑞子爲田令、といふ事あり、また

同紀にこれらに屬すべき田部、田部丁などいふものも見ゆ。屯田、屯倉の事は、古事記傳に委しき解釋あり、就て見るべし。また安閑天皇紀に、每郡以饌丁春時五百丁、秋時五百丁、奉獻天皇といふとあり。これも古事記傳に饌丁は、公の御田を耕るに役はるる丁なりとあるに從ふ。また應神天皇紀に、遣阿曇連、祖大濱、宿禰、平其、訕曉、因爲海人之宰、とあり、古事記には、定海人部と見えたり。姓氏錄にも、海犬養、凡海連などいふも、海人に依れる姓氏なり。また應神天皇紀に、令諸國定山守部とありて、其四十年、紀正月に、任大山守命、令掌山川林野、とあるを、古事記には、爲山海之政ともみゆ。また顯宗天皇紀に、小楯謝曰、山官宿願、乃拜山官、改賜姓山部連氏。以吉備臣爲副、以山守部爲民、といふともみゆ。山守部は、山を守る職なる一種の部民なり。また大寶令の、兵部省の被管なるものに屬すべきは、綏靖天皇紀に、使弓部稚彥造弓、倭、鍛部天津眞浦造眞磨鐵、矢部作箭とある、弓部は弓削部なり、矢部は矢作部なり、垂仁天皇紀に、神弓削部、神矢作部ある、思ひ合せらる。蓋し、こは神寶の弓矢を造りしもの名なり。また垂仁天皇紀に、楯部あり、こは楯を繕へる職なり、神代紀に、彦狹知、神爲作盾者、といふ事もみゆ。また同紀に、大刀佩部あり、こは物部の兵士が、刀劔を帶るものの稱なり、さ

て、この楯部、大刀佩部は、みな五十瓊敷、皇子に賜ひしなり。また神功皇后紀、新羅をうち給ひし時の文に、新羅王降王船之前、因以叩頭之曰、從今以後、長與乾坤、伏爲飼部、其不乾船楸、而春秋獻馬梳及馬鞭云々とある、古事記には、定御馬甘とあるに同じ。なほ履中天皇紀に、天皇淡路島に狩し給ふ日、從駕河内飼部等が、鯨の血、いまだ差ざりければ、島神伊弉諾神、その血鼻に不堪と祝に託し給ひし事見ゆ。當時の風俗この飼部などいふもの等は、めさきて良民と混せざらしめしものなり。かの新羅王の誓言も、最下等の賤民等と同列して、永く仕へ奉らむと、啓したるを思ふべし。また雄略天皇紀に、小鹿火宿禰所掌兵馬船官といふことみゆ。兵馬と兵船の事をこめて掌りしならん。令に兵馬司ありて、牧及兵馬、郵驛公私馬牛の事を掌り。また主船司ありて、公私舟楫、及び舟具の事を掌り、これらに思ひ合せらる。又欽明天皇紀に、蘇我大臣稻目勅を奉して、王辰爾を遣て、數録船賦、即以王辰爾爲船長、因賜姓爲船史などある、これらも主船の職なること明けし。また仁德天皇紀に、定應甘部、その鷹を養ふ所を、鷹甘邑といふ事あり、これも令に主鷹司を置きて、調習鷹犬事を掌る、とあるに思ひ合せらる。又大寶令の刑部省の被管に屬すべきもの、欽明天皇紀に、歌依之妻の鞍轡有異、

既にして熟視すれば、皇后御鞍なり、即收^{おと}廷^{のつ}尉^{のつ}、鞠問極切云々、廷尉收^{おと}縛其子守石與中瀨水將投火中、といふ事あり、この廷尉は、囚獄を司る官なり、令に囚獄司ある思ひあはせらる。また大寶令の宮内省に屬すべきものは膳大伴部あり、景行天皇紀に、膳臣遠祖磐鹿六鴈、以蒲爲手綱、白蛤爲膾、而進之、故美六鴈臣之功、而賜膳大伴部とある是なり、膳夫の事は、既く神代に櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗といふ事も有て、この大伴部は、其膳夫の多き伴をいふ、賜とは、其伴部を悉く率ひ掌らしむる謂なり、古事記には、この意を定膳大伴部とあるも同じ、なほ膳にも、種々の名目みゆ、繼體天皇紀に供膳、安閑天皇紀に内膳卿、天武天皇紀に膳職、持統天皇紀に奉膳、膳部などあり、令には大膳職あり、内膳司あり、こゝに膳職など云しは、大膳、内膳の職を總ねたる稱なるべし、また宍人部といふあり、雄略天皇紀に、膳臣長野能作宍、膾云々、我之厨人、兔田御戸部眞鋒田、高天、以此二人、請將加貢爲宍人部とありて、この後貢狹穗子鳥別爲宍人部、また吉備弟君遠自百濟、獻宍人部などもみゆ、これらも膳職に屬りしものならん、また神武天皇紀に、阿太、發鷓部、始祖也とある、これも令の大膳職の下に、雜供戸ある、其義解に、謂鷓飼、江人、綱引等之類とあるに思ひ合せらる。是みな供御仕奉る職なり、又

雄略天皇紀に、命木工^{こくみ}鬪鷄、御田、始起樓閣とみえ、又木工猪名部、眞根、以石爲質、揮斧劍材などもみえ、舒明天皇紀に、造大官及大寺云々、便以書直縣爲大匠、これよりさき、仁賢天皇紀に、日鷹、吉十、還自高麗、獻工匠^{てい}須流、枳奴流等とあるを按へば、この木工大匠も、みな外國ぶりの構造ならん、わが邦ぶりの工匠は、古語拾遺に、手置帆負、彦狹知二神、以天御量、伐大峽小峽之材、而造瑞殿、といひ、神武帝の段に、天富命、率手置帆負、彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、などの事みゆ、これも令に木工寮を置きて、掌營構木作、及採材事とあるに考へ合すべし、また大匠は字によりて按すれば、長だちたる者をさすにかあらん、後世の大工小工の意なり、或は木工頭の意か、猶考ふべし、また神武天皇紀に、頭八咫鳥、亦入賞例、其苗裔即葛野縣主、主殿部是也、といふ事あり、これ山城國葛野縣主として、代々殿守の職に仕奉るからに、氏名となれり、猶令に、主殿寮を置れて、供御輿輦、蓋笠、織扇、帷帳、湯沐、洒掃、殿庭、及燈燭、松柴、炭燎等事を掌らしめたり、また崇神天皇紀に、高橋邑人活日を以て、爲大神之掌酒、といふ事あり、この大三輪大物主神社は、酒に由縁ある所なれば、此社の掌酒に爲られたるも、必す朝廷には、もとより此職ありしにならへるならん、又酒部といふもありて、古事記

景行天皇の段にみえ、さて姓氏録に、酒部、公みえて、其出自より酒看都子、酒看都女の事など記したり。令に造酒司ありて、醸酒醱酢の事を掌らしめらる。また神武天皇紀に菟田丰水部の事みえ、古事記仁徳天皇の段に、水取司に、吉備國見島の仕丁を駈仕する事もみゆ。これも令に、主水司を置れ、漿水餽粥及氷室事を掌らしめらる。

鳥取部、鳥飼部といふものあり、垂仁天皇紀に、湯河板舉、獻鶴也、譽津別命、弄是鶴、遂得言語、由是敦賞、湯河板舉、則賜姓曰、鳥取造、因亦定鳥取部、鳥養部とみえたるを以て、其大要を知る。また古事記にも、同天皇の段に、天皇因、其御子、定鳥取部、鳥甘部とある同事なり、なほ雄略天皇紀にも、養鳥人あり、また鳥、官之鳥を、狗噛殺しければ、その鳥官の人を、面に黥して、鳥養部と爲し給ふ事もあり、鳥養部といふは、鳥を飼ふ人をいへり。これ天皇の御贖にふれての御志わざなれば、いたく貶しめられたるなり。

又後世諸衛に屬する官職に、大來目部、また大伴、また天鞞、自などあり。まづ神代紀に、大伴連遠祖天、忍日命、帥來目部、遠祖天、穗津大來目、背負天、磐鞞臂、著稜威高鞞、手握天、梶弓天、羽々矢、及副持、八目、鳴鏑、又帶頭、槌、劍、而立天孫之前とあるを始め、神武天皇紀にも、日臣、命帥、大來目、といひ、勅道臣命、汝宜帥、大來目部などある、みな大伴氏の

部下に屬たる軍士なる事、右の文にて明けし。又これを天鞞負といふも、神代紀の負天鞞鞞とあるに起る。姓氏録、大伴宿禰の條にもこの事見えたるを、後にいたりて、近衛府、御門府、兵衛府をともにユケホツカサといふも、此天鞞負より出たるなり。また隼人といふもあり、これも神代紀、火闌降命是隼人等始祖也とある故事によるなり。古事記にも僕者、自今以後、爲汝命之晝夜守護人、而仕奉とあり、なほこの事のありさまは紀記に就て心得べし。その隼人といふものは、今いふ大隅薩摩の國人の敏捷く猛勇さをむかしいひしことにて、吠狗といふ事あるも、守護人とあるに基けり。令に隼人司を置れて、後代までもこの職ありき。また物部といふは、一部の武士にして、神武天皇紀に饒速日命、此物部氏之遠祖也とある、古事記にも此おもむき見ゆ。天孫本紀、及び姓氏録にも、この物部に、天、物部、坂戸、物部、二田、物部などいひて、二十五の物部あり。此後御歴代くさく、に仕奉る事見え、武士をさしていまもモノ、フといふも、これより起れる名なり。また將軍あり、崇神天皇紀に、大彥命、武渟川別、吉備津彥、丹波道主命を、四道へ發して、四道將軍といひし事あり、されどこの時、いまだ將軍などいふ稱あるまじく、たゞにいくさの君といひしならん。さて此職は常に置るゝにはあ

らて時に臨みて命せらる。後世にいたり、令外官に征夷使あり、それとは異なり。なほこの外に、大宰府を始て、外官など後世いふべきものあれど、次にいはんとす。さて上古は、あらく上にいふが如く、其朝臣の長を大臣、又大連とて、相並びて朝政をとり、其大臣は武内宿禰の後なる、許勢平群、蘇我の氏人に任され、大連は、大伴物部二氏のうちよりつとむるが如し、また伴造は、中臣忌部などの氏人、祭祀を司るを始て、多き氏々、其事に従ひし有さま、後世の内官、即ち文官の如し。中に就て物部、大伴等の氏々、其部下の人々を率ゐて、平牛御門の守を仕へ、事ある時は出軍する事、全く後世の武官なり。また國造は、縣主を令して、この類の部下種々ある、いまの地方官にして、漸くに沿革ありし事、毛舉に違あらざれども、なほ別にいはんとす。又大政を行ひ給ふに、八省の名は、孝德天皇紀に見えたれど、その詳細を擧げられざれば、文武天皇の大寶の令制のものに同じきか、判然せず。蓋し孝德帝の御時より、天智帝、天武帝かけて、左右大臣、大納言、中納言、法官、大輔、學職頭、理官、民官、兵政官、刑官、宮内大夫などいふを始て、種々の官名歴然たれば、大かたは大寶の職員令の名稱も、そのかみまありしものを、多く採用られしものなるべくおぼゆ。

(九) うぢ かばね

(八)にいへる臣、連、伴、造、國造など稱するは、カバネといふものにして、氏といふものにつらねて、家格の尊卑を分つの義なり。すべて上古は、族制を以て國を建給ひしからに、この氏カバネ最も嚴重なり。さて其カバネといふもの、吾朝にては、姓の字を充てたり、然れども、古史には、姓氏通用して、氏を姓とし、姓を氏ともかきしものなきにあらず、これ先儒、往々支那の字義のために誤まりて、混同せしことを辨ふべし。蓋し氏とは中臣忌部また後の藤原、平、源の類にして、姓は臣、連、伴、造、國造また後の朝臣、宿禰の類なり。畏くも開闢以來、吾天皇にはこの氏なく、姓なく、萬世一統におはします事、無上の尊貴にして、抑この姓氏は、其職事、住所、功業等に就きて、臣職に供しつる稱なり。されば吾天皇は、其臣職をはらみたる大八洲國統べ司り給ふが故に、この姓氏おはしまさぬを、漢國史に吾天皇を稱し奉りて、姓阿毎といひしものは、極めて訛傳にして、己を以て他を測りし誤りなり。さて此の氏、既に太古に起りしが、神武天皇、倭國に大宮を造らせ、御代知食さんが爲に、日向國より發せ給ふ、其御供仕奉り、橿原

宮を奠め給ひて後に其供奉の人々の功を考へ、土に胙けいて、某々の地を賜ひし、其住所に就きて、氏を唱へ、臣職の大小を以て、姓を賜ひしものなり。その氏とは内の意いはゆる同族蕃殖し、自ら本末分派すといへどもなほ、一家内屬の稱、姓とは株根の意いはゆる太政にあづかるものと、小技をとるものと、階級あるの稱といふ。其制たるや、臣連、伴造、國造、別君、直懸主、稻置、村主、凡如此内外諸臣の等級を立させられたれど、當時は所謂世官世職なるが故に後世封建制度といふものに似て、家々の職掌の尊卑は、全く定りて他にうつふ事あらず、氏姓と職官とは恰かも一なりき。これらを見て、中世の學者、姓氏を一物と會得せりし誤もまじり來しものならんかし。さはいへど、この氏族の由來せし事に就ては、初學のふと心得がたげにすめるからに大要領をかく簡易にはこゝにいふのみ、委しくは、故栗田博士の編述せし、氏族考の初段に、こまかにいはれたるを熟讀あらまほし。

さて上古、この氏族の制嚴重なりし時は、その臣の姓の人々の上に、大臣ありて、その族を統領し、連の姓の人々の上に、大連ありて、これを統領せし事、古事記、日本紀などに見えて、もと臣姓の人ならては、大臣に任し給はず、また連姓の人ならては、大連に

任し給はざりき。後に中臣、連、鎌子かまこを拔擢し給へりし時、たゞ内臣といひて、大臣とは稱せず、さて鎌子連、痕きずひ太たに漸すすみて、大織冠を授けられ、大臣の位を賜はると共に、藤原氏と爲させ給ふ。是より後、藤原、大臣といふよし見えたるを思へば、特に大臣の稱を給はらんが爲に、新に藤原といふ氏を賜ふ。これ新氏なれば、姓なきを以て、新に臣姓を賜ひて、大臣に任し給ひしを思ひ奉るべし。又た氏に大氏とて宗家あり、小氏とて支流あり、さてかく氏姓の尊卑定りたることを、朝家にも其種姓の由縁を明かにし給はんとて、垂仁天皇の朝に、氏姓の法を定められしが、神功皇后、三韓を伐給ひし後は、次々に諸蕃歸化し奉りて、皇國に住る者どもに、氏姓を賜へりし事もありて、内外の氏人いと多くなれるに合せて、就中は祖先を偽りて、尊き姓氏を稱ひ、或は古傳を失ひ果て、自らの氏姓を誤る類も出來て、最も濫なりしからに、允恭天皇の御宇に、詔し給ひて、大倭國味白あじかしろ嶺丘のさかにして、探湯くつたもといふ事をものせさせ給ひき。これより諸人の氏姓正しく定り、愈々大臣、大連は、大氏の臣連、二造を統べ、大氏の臣連、造長は、又小氏の臣連を支配し、小氏は其下なる品部の氏を治めて、少かも其分を亂さざりき。然るに因循の久しき、門閥黨派争ひを始め、種々の流弊も出來にければ、孝徳天皇の

御宇、大化の改新制度を行はせ給ひ、世官世職を廢し、遷替すべき事となりしかが、氏姓と官職と、これより離るゝものとなりぬ。蓋し天武天皇御宇、また新に八色の姓を設け給ひて、天下の萬姓を改められんとして、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置、を置く。されど從來臣連の姓たりし家は、多く真人、朝臣の姓を賜はり、改められたる臣連は、賤しき人に賜ふものゝ如くなる。さはいへど、當時其改め賜へる姓は、全く當時の功勳を上とし給ひければ、舊名族といへども、下に列するもの少からず。されば此後は功あれば姓を進め、罪あればはた降しなどし給ふ御制度なるが故に、同氏にても、姓の異なるものあり、又姓なきものあり、これ自からの勢にして、恰もこの頃の五等爵の如しといふべし。此に於て古來の制度一變し、官職めきたるもの、全く門閥のさまとなれり。依て天下の諸氏に、氏、上、氏、長者、及び氏、助等の稱を定め、一族の取しまりといふべき事務を司らしめ、また一代毎に、其氏々の本系帳といふものを上らしむ。これ後世の系圖改め家譜しらべ、などいふものに同じ。この本系帳は、桓武天皇の延暦十八年に、思召起し給ひて、天下の臣民に勅せさせ給ひしを、廿五年崩御ありしかば、嵯峨天皇其御志をつぎ坐して、中務卿四品萬多親王などの

六人に、詔命せて、延暦年間に撰進の事を始めさせ給ひて、十年が間に新撰姓氏錄といふもの成り、弘仁五年六月に之を奏上す。されば左右京畿内在住諸氏の出自、神胃、皇派、及び諸蕃をわかちて、千百七十七氏を總録したり。所謂天神、地祇の胃を神別とし、天皇皇子の派を皇別とし、漢土、三韓の族を蕃別として、以て内外同異の次第をよく序でらる。こは其の昔、外交みさかりなりしより、蕃人歸化する者、年々に多くなりて、やうく、氏姓を賜はり、臣民に列せられしかども、天朝の蕃種を待する、制限にあるが故に、遂に詐りて、高貴の枝葉といひ、神明の後胤なりと稱して、榮寵を蒙らばやと欲するもの、なほかの允恭天皇の昔の如くにあししかば、この検査し給ふ事となりき。凡そこの事のこゝに由り來し事は、姓氏錄の序文に見えたれば、讀み味ひて察し得らるべけれど、天智天皇九年二月に、戸籍をしらべ給ひし事あり、これを庚午年籍といひ、いつまでも元籍として不除、此を以て本を糺し給ふとのあるを、この序中にも、至庚午年編造戸籍、人民氏骨各得其宜と見えたるは、所謂戸口姓氏を定め記されたる、元なればなり。然れども、なほ未明のものありて、卷尾に一卷を附し、未定雜姓といふのみならず、京畿未進のものと、諸國諸氏等の、一時に盡し難きものは、強て究

めず。また其諸姓の目は、別卷に列ね載すとある。其別卷も世に傳はらず。又かの畿内の未進の諸氏と、諸國且進の諸氏なども、みな全く具はりたらんには、この氏族の學問のこよなき資（すけ）なましをと、今にしていとく惜（おぼ）ひべき缺典（けつてん）ながら、さる事の全からぬものとはいへ、かばかりに嚴かに、其出自を調べさせ給へる。此録（よ）なかりせば、後代何によりて、かこのすぢを辨知せられむ、など思へば、いと尊し。又この姓氏録全篇のうへにとりて、心得べき旨趣、及び序文の解釋など、平田篤胤大人の古史微開題記といふものに、最も詳かなり、就て見てその意を味ふべし。

さてまた皇子、皇孫に氏姓を賜ふことは、桓武天皇より後にありて、みな平源などの氏を以てせり。平氏は桓武帝平氏以下、四流あり、源氏には嵯峨帝源氏以下、十四流あり。中に就て、その桓武帝平氏と、清和帝源氏とは、東西の諸國に蔓延して、甚く強盛をしめせり。又藤原氏その勢を得てしより、後も其族國郡にことに蔓延す。中世にいたりて、或は居地により、或は先職などによりて、稱號を定むるもの、いはゆる近藤、武藤などは、近江、武藏に住る藤原、加藤、尾藤などは、加賀、尾張に住る藤原、伊藤、遠藤などは、伊賀、伊勢、遠江などに住るもの、齋藤は齋宮に仕へし藤原、佐藤は兵衛佐の藤原の

類なほ多し。又源平の二氏、橘などにも此稱號多し、准知すべし。これを家名（けな）ともいふ。今いふ全く名字に同じ、蓋し藤原、平、橘などの氏人、諸國に蕃殖し、その勢威を張るに及びて、後は、古代の諸氏は、おのづから漸く凋零するのみならず、其勢威をうらやみ、氏を改めしものもなきにあらずといふ。特に亂離甚しき世を経て、名族のト民に陷るも少からず、従つて其姓氏を失ふものもありき。されど之を亂す者なき世となる、族制いと盛なりしをり、其名族の住地に祖先の祠を建て、これを祭祀して氏神といひ、氏人を氏子ともいふ。又佛道崇敬大に流行しける時、寺を建て、これを法會して、氏寺といふ。奈良の春日神社、及び興福寺の如きこれなり。此例なほ多し。

上に述ぶるが如く、上代は殊に姓系を重みし、其本末を正くする制度なりしかからに、入臣かたみの間にも、これに關する訴訟も多かり。さればこの訴訟を専らに、聽糺（きしゆ）する解部（とくべ）といふ職もあり。上にいふ本系帳（ほんけいぢょう）、氏文（うぢぶん）、纂記（さんき）などいふもの、何れも諸氏より上進せしめられしも、みなそれらの材料なり。これ後世の家系傳記の類なり。今世に傳來する朝家を始め奉り、人臣の系譜の類をいは、帝王系圖一卷あり、本朝書籍目錄に、舍人親王とあり、これ釋日本紀に附載するものと同じかるべし。皇胤系圖、皇帝

系圖あり、また本朝皇胤紹運録あり、國常立尊より始めて、後陽成院までを掲げたる其御系統また皇子、皇女の皇胤をも、明らかに録されたり、奥書ありて、自室町殿被書之時中書也云々、藤原宣胤とあるを以て、其作者も知られぬ、古來この書、諸家大系圖に添へて刊行せしに、群書類從に收めたるは三卷として、其末に後陽成院より後桃園院までの御系を附記し、その奥書に、據近代帝系數本、及諸家記録等補之、とあるもの、最も便益なる書なり、なほ維新後、元老院にて印行せる、纂輯御系圖二卷あり、また皇位繼承編十卷は、もはら皇位、皇統、皇太子、皇太弟、皇嫡孫、日嗣、皇子、皇女、諸王、女王、幼主、定策、踐祚、即位、讓位、遜位、廢位、等の事を録し、繼承類例等を附録とす、また人臣のかたにては、編纂本朝尊卑分脈圖十三卷あり、一名を、諸家大系圖といふ、いはゆる源氏、藤氏を専らとして、其他の諸氏は、十二三氏に過ぎず、是の紹運録と合刊するものにして、世間に十四卷系圖と稱して、つねに學者左右離つべからざる書なり、外に脱漏といふもの又一卷を添ふ、この書は應永年間洞院左大臣藤原公定卿の撰する所なり、猶徳川幕府の明暦年間に西道智といふ人、上にいふ尊卑分脈に基き諸家の系圖を増續して大系圖三十卷を刊行す、されど杜撰のものなりとて、識者はと

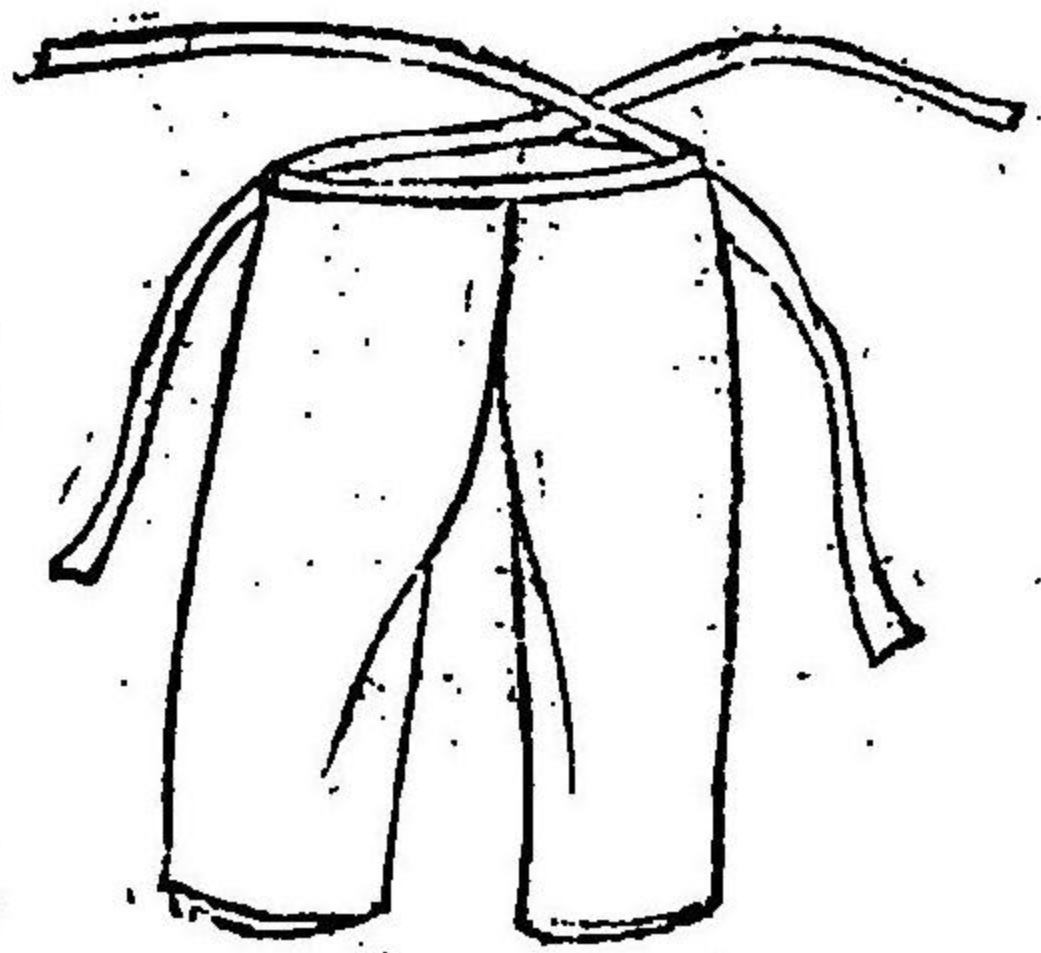
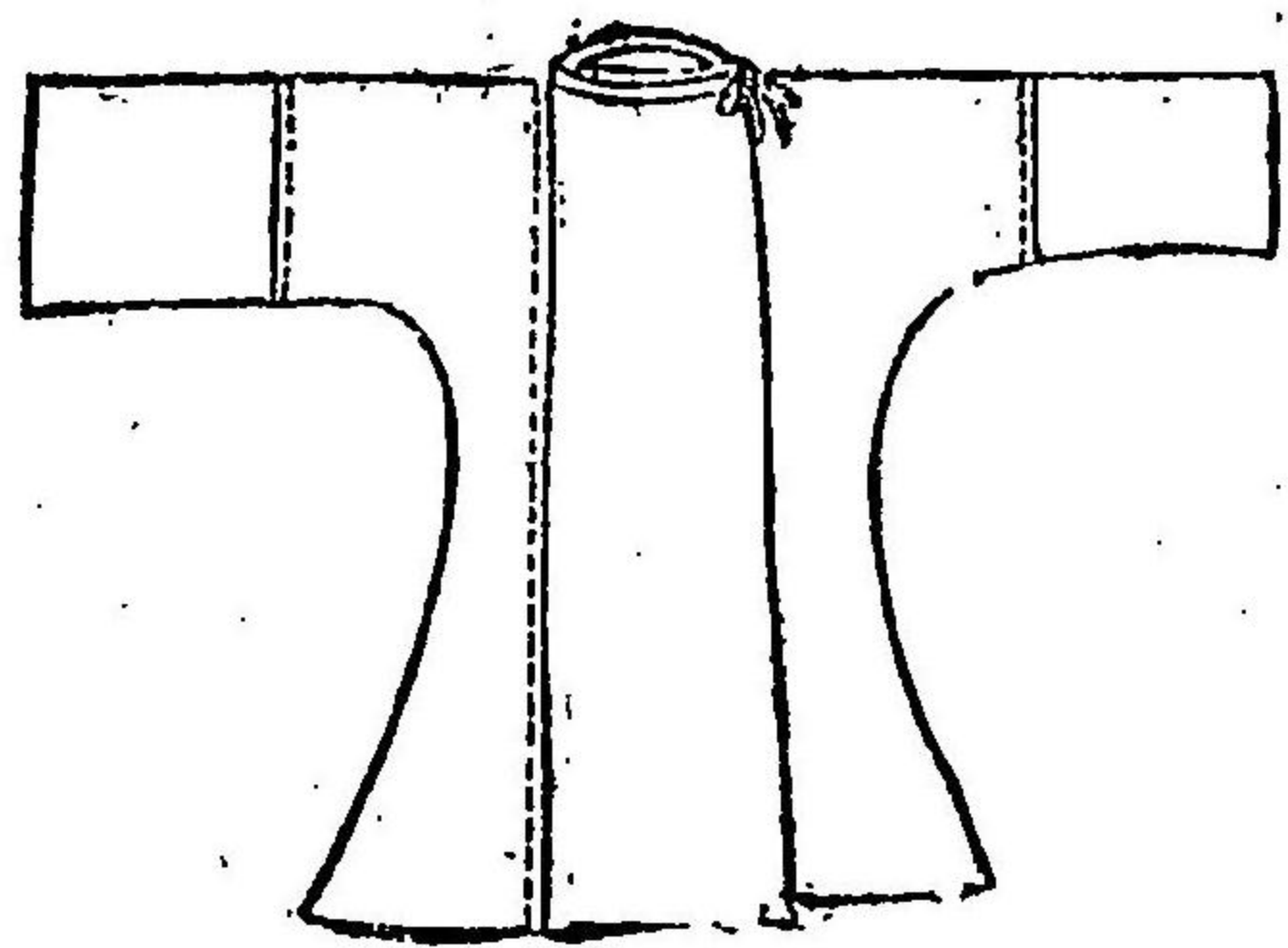
らぬものなり、これより先、徳川幕府、寛永十八年にいたり、老中太田備中守に命じて、諸大名旗本の家譜系圖を取しらべられし事あり、これ中世このかた、氏族を改むる事廢絶せしを、再興せしものなりき、この時林道春、其子春齋、總裁してこれを撰録す、世間に寛永諸家系圖とて、三百八十卷ある即ちこれなり、又其後、徳川光圀卿その臣丸山可澄に命じて、博く諸家の系譜を集録して、諸家系圖纂七十二卷あり、これ系譜家専ら據とする書なり、また同家編集の、大日本史志類の中の氏族志三卷あり、この志は、姓氏録及び國史家乘を撮合して、諸氏の事をしるせるものなれば、上古中古の間の、姓氏の考證となるべき書なり、さて又寛政十二年に徳川幕府老中堀田正敦に命じて、寛永系圖撰録の後に係る、諸家の書繼をなさしめしが、享和三年、改めて全書重修の體となして、文化九年に漸く成る、これを寛政重修諸家譜といふ、一千五百三十卷あり、また松下重長等の撰べる、改撰諸家系譜あり、後篇、讀篇ともあはせて四百八十四本あり、また群書類從系譜部に、菅原、大江、橘、紀、小野、高階、清原、中原、小槻、和氣、丹波、安倍、加茂、豊原、巨勢等を集めて、一卷とせしものなり、又古く刊行せる、武家大系圖二卷は、上卷に源平氏の系譜、下卷に藤原以下十六氏を擧ぐ、

また姓氏に關係ある傳記類にして、最も古きものは、釋日本紀に引用する、上宮記といふがあり、僅に繼體天皇の御系統を記したる所のみ遺りて、その全豹を見るにたざれど、文體は最も古きものと覺ゆ。聖德太子の記されたるからに、上宮記といふなりといふ人あれどいかにならん。されど近世のものならぬは、いと明なり。次には上宮聖德法王帝説卷一あり、これには厩戸皇子の御事蹟を記し、因みに法隆寺金堂に安置せる、釋迦佛光後の銘文を釋せり、作者詳ならねど、文體最も古雅なれば、狩谷望之は、古事記日本紀などより以前のものと感賞して證注といふものをかけり。此他群書類從にも、多く傳記を載す。また時々、の制度に與りて、補任せられし公卿の系傳を見べきものは、公卿補任五十卷あり、此書もと官民記にして、傳記類ならねど、其官は參議以上、位は從三位以上の人の經歷を探るに、いと便にして、歴史家の參考となるべき良材なり。なほ此類にて、公卿傳卅二卷あり、公卿家傳百五十卷あり、又簡便にして公卿の系譜を要記したる、諸家知譜拙記五卷あり、又寛永十八年、幕府命して林道春撰する、鎌倉將軍家譜、京都將軍家譜、織田信長譜、豊臣秀吉譜下あり。

衣服

各國ともに人ありて寒暑あり、また衣食住なかるべからず、其時々、に臨みて、注意ありし事は、さしあたる理いふまでもあらざるものとす。杜氏通典七十五に、上古、衣、毛、冒、皮、後代、聖人、見、鳥獸、冠、角、仍、作、冠、纓、と見え、同六十九、上古、穴、處、衣、毛、未、有、制、度、後代、以、床、易、之、先知、爲、上、以、制、其、衣、後知、爲、下、復、制、其、裝、などもある、これ上古の有さまをよくうつしいへるものとおぼゆされば、本邦も太古は鳥獸の羽毛、或は本草の類、即ち麻、穀、藤の織皮などを以て、身軀を掩ふべきものを製造せしものならん。其麻、穀、藤の衣裳は、なほ現今までも、使用なれたる郷村所々に存在するをや、舊く正史に衣服の所見るはじめは古事記に伊邪那伎、伊邪那美の男神、御跡を逐ひしきていたり、まじしに、女神のいとも、女神は泉國に入り給ひしを、男神御跡を逐ひしきていたり、まじしに、女神のいとも、臭穢カサカサておはしましければ、神速に歸來カサカサまして、身浴カサカサといふ事を行ひ給ふ時にあたりて、服し給ひしものを脱棄カサカサて給ふ色目に、衣裳、帶、褌、手纏カサカサ冠カサカサなど見えたるを以ても、既カサカサく當昔カサカサにかぐ具はれりしことをおもふべし。されど此色目の名どもは、後世にかは

らざれど、其時代によりて、すがた及び裁縫調製のことなることを、熟く察ふべし、假令いは、冠と云も中古の形と違ひ、今の幘といふ物の如き調製、また衣も袖は細く長く、其ゆきたけは膝頭にいたる、これも今の胴着といふもの、長なり、さて又古くは多く左衽なるが、これいはゆる上衣なり、裳はかの今の僧尼の着け居る、腰衣の如き製にて、禪の上に着く、さて禪は下衣なり、シタモともハカマともいふ、袴と後にいふ是なり、太古は今いふ股佩の如き製なり、帯は今の紐といふものに近し、手纏は、タユヒともいひて、今の小手とか、腕巻の類なり、後に足纏脚帶あり、アユヒとも云、又履もあり、藁或は皮革にて、製造りき、さればこの太古の風俗、概してこゝにいふ所大かた貴賤に涉りて、其服の質こそ異なれ、神武天皇御時代に至りても異事なく、まづは三十三代推古天皇十一年に至るほどまで、凡此くの如くなりし也、さるは古事記、應神天皇の條に、上下衣服とつゝき、また鎮御魂齋戸祭詞にも、奉御衣、波上下備奉、氏なども見え、また日本紀履中天皇の條に、錦衣禪ともあるなど思ふべし、もとより中古以來は、袍及び袴、また下袴、いよ／＼具はり來れども、太古より既に其物なきに、あらず、精粗と調製とに差別ある事、其時代々々に従ひて、いさゝかすがた異なるを、其本音のまゝに、うけ傳へ來にし、大よそは推古天皇頃までといふ、さて太古服用の其上、衣、下衣の略圖をしめす。



用の上、衣、下衣の略圖をしめす。

斯圖の如く、上衣は大かた古くは左衽なりし事も上に云が如く、また袖の狭窄なるをも思ふべし、下衣は全く方今の西洋式のツボンといふ物に類せり、こはなほいまに農耕樵夫等が、本業に従事するをり、着用せる股佩と同一體といはんのみ。

男子の頭部は、無事燕居の時、つねに露頂にして、その髪を左右へときわけ、ミヅラといふものに結ふ。女子は押なべて垂髪なりき。さて男子禮儀、または他行するをりは冠を着く、この冠といふもの、本居平田兩大人ともに、かの推古天皇十一年に制定せさせ給ひて十二年正月より實施し給ひし、冠位のその冠といふに拘泥れて、如何しき説を立られたるは、大に遺憾なり。地質調製の製粗はしばらくさし置ても、カブルものなればこそ、カフリとはいへ。當昔のカフリは全く方今の帽の如く、漢字には幘頭とあるものに似たり、決して中古の漆紗冠にはあらず、其證徴は、發掘しつゝある上古土偶のかぶり物の種々ありて、一定せぬさまを實見して明瞭なるべし。かの後にいたり、推古天皇の冠位制定といふものは、固有人々おもひくのカブリモノを着て、甚だ不規律なりければ、その裁縫及び色あひなどを一定したまひしなり。又本居大人の裳の事を女に限るが如く、説かれたるも失考なり。男も佩きしは明徴おほきぞかし。但し身滌の段にある裳は即ちウハモ、また褌は即ちシタモ、後にこのウハモ一時すたれて、褌のみを着くからに、やがてこれを下衣として、又この下にチヒサキモノと和名抄にある、恰も今の西洋ブドシといふものに似たる、たふさき、即ち股

寒さを下ハカマとし、又後世に大口などいふものを下に穿ちて、太古の褌を幅尺寛く製て、上衣即ち袍に對して、ウヘノハカマとよび、表袴の字を填てつるなり。太古人が冠をかぶり、髪をミヅラに結ひ、上衣即ちウヘノキヌ、下衣即ち褌、後にウヘノハカマのうへに、裳をまとひ、刀を佩び履を穿てる圖をしめす。こはもとより正史に據て、こゝろみに製り出せるわざなれど、なほかの土偶にも參攷して、當昔憶ひ起しつる指圖にしあれば、大なるあやまちはなかるべきものと信ず。



さて當時の上衣、下衣、裳の類を製る地質は、何そと問はんに、多くは麻布、穀布の類、ま

た履もなほ麻布なるべきか、されど衣服とたがひて、使用法の堅固を要する事もあれば、皮をつかひし者ならん。もとより神代より蠶絹ありしよしなれば、上下君民の間、至尊にましくては、絹地の衣服を製せさせ給ひしならんは、論するまでもあらざるべし。裁縫は固有左衽なりとほぼゆ。かの推古天皇の御時、隋代にしばしば來往ありて、その服制に倣はさせられ、官人は稍く右衽多かるべきも、民庶の衣服はなほ従前のまゝなりし其證は、後にいたりて寧樂朝元正天皇の養老三年に、萬民右衽にせよとの詔勅ありしにて明かなり、もし推古天皇十一年服制を立給ひし時、この事あらんには史に記載すべけんを、なきを考ふれば、この右衽の制度は建られざりしなり。制度はなかりしも、上にいふ如く自然からぶりを好みして其用意ありしなるべし。今も存在する法隆寺五重塔内塑造の人物にも左衽多くまじれり、なほ寧樂時代の衣服のうち今も東大寺正倉院の御保存中にも、多く見ゆるなど、思ひ合せらる。北史卷八十二倭傳に、其服飾、男子衣裙襦、其袖微小、としるせるが、その裙は下裳、襦は短衣とあるのみか、袖微小などをあてたる、支那人の寛裕長袖などにくらべて、上に圖するが如き狭窄の袖、つゝ細く短き下衣、實にそのさまを簡短によくうつせり。され

ども、これ固有のわが邦風俗の質朴なりしを、かの九代開化天皇、十代崇神天皇十一代垂仁天皇の前後海外交渉はじまりて、追すがひ韓國、支那を始め、印度などの花美おのづから流行いりて、種々の方面より改進をうながしぬ。就中神功皇后の征韓後は、大に發達して、わが朴素をはづるが如き國情となりしからに、百事所をかふる實況を見るに至りしは、宜なる勢ひなりや。

三十三代推古天皇十一年十二月、始行冠位といふ事あり、これ上にもいふが如く、この以前は冠なきにあらず、こは其人々自由の冠を着くるが見ゆるしとて、一定の制度を建られしなり。その自由のかぶり物といふは、かの數多の土偶の頭部のさまを實見して、其おもかげ明瞭ならんかし。さて其文に、當色繩とあるは、その冠の色も、また衣袍の色に同じき色の繩といふ意味なり、さて袍の色制は、五色の上に紫をおさたり、いはゆる當階の色を以て、製することをいふ。また頂撮總如囊とあるは、冠を以て髪を掩ひ、其鬢に當る所を結緒をもて結ぶ、これを撮すぶといふなり。また着髻華とあるウスは字の如く頭髻をかざるもの、かの日本武尊のくまがしの葉をうすにさし給ひし事、古事記に見え、また出雲風土記にも、佐世郷の名の起るや、させの木の

葉をうすにさしたるよし、猶多し。さてこゝに元日にさすよしなるは、其冠のあげ緒にさす意なり。また冠及び袍の色をこゝにしめさん。十二階

大徳	冠	袍袴	紫色	地繩	無文
大仁	冠	袍袴	青色	地繩	無文
大禮	冠	袍袴	赤色	地繩	無文
大信	冠	袍袴	黄色	地繩	無文
大義	冠	袍袴	白色	地繩	無文
大智	冠	袍袴	黑色	地繩	無文

繩は絹にむかへて惡絹の意、絹は今いふ羽二重にちかき良好のもの、繩は今地の絹或は紬ツムギに類して麁なるものなり。

法隆寺舊藏、後に宮内省へ献納し、今は御物となれる、聖徳太子唐様御影と本寺に傳承せし、紙本着色最も古拙にして、歴史畫としても、肖像畫としても、今にしては此右に出べきものなき絶品あり。其畧圖を次にしめす。この由來を本寺に傳へて、百濟國の太子阿佐來朝し聖徳太子に拜謁の時、わが太子の凡庸ならぬ御相好を感嘆して

たゞちに寫し奉る所なりといふ。つらく此畫像を拜するに、推古天皇御時代には皇族の御着服、いまだ其色目も御制度なく、袍袴の御制定はありしも其御袍の尺長きに過ぎ、御袴も細きに過るを評し、或は笏を把り給へるなどに就ても、論説やかましく、そもく、笏は孝徳天皇このかた、本邦にこれを把り、御袍の色朱華ヒナメは、天武天皇十四年七月に、親王諸王の色制を改め給ひし、即ち其はねずいろなれば、かたく推古天皇時代のものにあらず、天武天皇このかたの畫なりといへり。本寺傳説の阿佐太子の畫がくといふは、いとほづかなく、こは心すべき傳説はいふまでもあらねど、天武天皇このかたの畫なりと論するはた荒涼なり。其朱華の原色は、必紫色ならんと槁邨は想像す、かの紫ムラサキの朱アカを奪ふといふ故諺は、方今見る所の紫色は大に變化せる色にして、そもく、紫の本色は、あかみありて今いふ古代紫と俗間に傳ふる色に似たり。染草むかしと今と大にたがへればなり、さればこそ、支那の故諺あかみ多きが故に、此意味あれ、熟按するに、隋史禮儀志に、大業元年、煬帝詔、牛洪字文愷等、創造章服、差等五品以上、通着紫袍、六品以下、兼用緋綠、胥吏以青、庶人以白、屠商以皂、士卒以黃。云々の文あり、推古天皇十一年は、文帝の仁壽三年にあたり、煬帝の大業元年は、推

古天皇の十三年なれば全く二年ばかりの前後あれども、其ころ専ら來往の盛にして、悉皆かの國崇拜のため中なりければ、かの衣冠の色目の一等に紫をえらみ給ひしは、無論此隋代の内規などに資り給ひしものなるべく、又聖德太子の御袍のいろ、今こそうす紅にして、かの朱華に似たれど、當昔退色せざりし時、今少しあをみありしかも計りがたく、よし最初より紫にちかき朱華たりとも、いまだ色目の御制度あらざる頃なるを思へば、憚るべき事なきを、何に苦しみて天武天皇以來のものとして評せん、たとふ笏を把り給ふにいたりては、孝德天皇以來のものとして見なし奉る、一理あるに似たれど、これも必わが國ぶりの御肖像と正直に信じ奉るが故なり、かの御袍のすその長きに過るは、これ支那の裁縫をうつしたるものと心づきて見奉れば、太子の尊體こそ本邦におはせ、其御衣袍と御笏は、隋國のものを服し把らせ奉りしなりといはゞ云べからむ。御冠は地文ありて、黒くゑがければ、これもかの十一年に、臣下にしめさせ給ひし御制式のほかなる事、いふまでもあらず。とにもかくにも、桓邨は當昔を引證する、正しき歴史の御肖像畫と定め奉るなり、實に大德以下臣下の十二僧の色目地質はさだかなれど、この御肖像畫の古く遺存たるにて、皇族がたの御衣

文の一斑をうかひ奉るに足らん、御原本太子の左右に男王女王二人たち給へれど、今は略き奉る、委しくは原本の寫あり拜觀あるべし。



同天皇十二年四月に、聖德太子かの憲法十七條を制定せらる、九月に朝禮を改められて詔之曰、凡出入宮門、以兩手押地、兩脚跪之、越柵則立行といふ文あり、この文をよみて思ふに、當時衣服の袖は、手首にいたれるものならん、若し袖の手頭より長からんには地を押すに便ならぬことを知る、後にいたりて、から衣といふ物、手首に剩る

袖にうつりかはりたり、萬葉歌に證明あり後にいふべし。

同天皇十三年七月、皇太子命諸王諸臣俾着^{ウキミナ}褶の文あり、この褶といふもの、太古の裳にひとしく袴の上に加ふる事、衣服の禮服の條に見ゆ、ヒラミともいひ、藤原氏全盛時代にいたりてシロラともいへり。上に圖を出せる裳に同じやうなる服なり、上古の裳、いつしか廢棄しつるが、こゝにいたり、又これに着く、此後男子の衣服は衣^{ウキミナ}・袴^{ハカマ}を以て朝儀の服とす。同十六年八月、唐客入京の事あり、此時皇子、諸王、諸臣等みな金髻^{カネヰ}、また衣服には錦紫織、及五色綾羅を着せしめられしは、これいはゆる一日晴にして、常儀にあらずとしるべし。

さてこの十三年七月の衣服の制は、代々を歴て、皇極天皇四年六月、大臣蘇我蝦夷、及び入鹿父子誅せられけるによりて、同帝俄に皇位を遜れ給ふ時まで、凡五十一年間遵守せられしものなり。次に孝徳天皇立ち給ふに及び、天下の形勢大に變態す、いはゆる大化の改制これなり。

孝徳天皇大化三年、衣冠改制の事あり、この時衣の地質をいはざれど、必從前の制を改められざる故なるべし、從前の如くならんには、繩の無文なり。又これをより所として按するに、寧樂朝時代の衣服、今も保存して寶庫に在るもの繩多し、かたゝその寧樂朝までに至る衣服の地質は、なほ繩の無文を使用せりしならん。さてこの三年の改制に、從來の褶はまた廢せられぬ、明文はなけれど、此後褶の事見えず、なほ吉士長丹といふ人の像といふ古圖あり、この人は、孝徳帝御宇の人にして、白雉四年に發遣大唐大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒云々、百二十一人などある、その像には褶を着けざるも、其證徴とするに、足らん、能く辨ふべし。又其改制の冠衣服地、及び其色をまめさん、十三階

小大	小大	小大	小大	小大	小大	小大	建武
織	縹	紫	紫	縹	縹	縹	冠
冠	冠	冠	冠	冠	冠	冠	冠
袍	袍	袍	袍	袍	袍	袍	袍
袴	袴	袴	袴	袴	袴	袴	袴
深紫	深紫	淺紫	眞緋	紺	綠	黑	黑
地	地	地	地	地	地	地	地
繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩	繩
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

有職故實 衣服

様に鎧冠を着せざるべからざれども、さあらん時は、大臣と他の官人と混すべき嫌ひあるを以て、姑く大臣のみはむかし推古天皇以來の古冠、即ち舊の徳冠を用ゐることゝ定めさせ給ひしなり。こゝに至りて、その左右大臣の古冠は、通常朝服冠とせしことも、故の如くなりしなるべし。

天智天皇三年に、衣冠改制を行はる、これ前の大化五年より十六年後なり、その位冠と、衣服と相當をかゝぐれば、二十六階

小大織	冠	袍袴 深紫	地纒 無文
小大織	冠	袍袴 深紫	地纒 無文
小大紫	冠	袍袴 淺紫	地纒 無文
小大紫	冠	袍袴 眞緋	地纒 無文
小大紫	冠	袍袴 眞緋	地纒 無文
小大紫	冠	袍袴 紺	地纒 無文
小大紫	冠	袍袴 紺	地纒 無文
小大紫	冠	袍袴 紺	地纒 無文

さて此時の冠の地は、大織より小山下に至り、皆綾なり、大乙上より小建にいたりて、皆絹なり、然して大織冠より小紫冠まで六階は、大化五年二月の制定と異なる事なし、錦冠は、同五年二月の制定の華錦に同じく、たゞ華を錦に改められしのみ、山冠、乙冠はその名も、其物も改められず、又當時の衣服は、かの推古帝時代とは稍ことなりて、袖も長く尺も長くなり來しは、からころもといひて、支那風のうつり來しなり、上の聖徳太子像の評論をことに參照あらまほし、萬葉集一に、天智帝近江國蒲生野の御遊獵の時に、皇太弟大海皇子とものし給ひしを、額田女王其御よそひを見給ひて、野守者不見哉、君之袖布流と諷ひ、又同卷藤原宮役民の歌に、衣手能田上山などつけたる、袖ふるは袖ささの劑餘をふる事、またタナカみとは、手長の意なる、皆細く長くなりたる様をいふなり、こゝは寧樂朝にいたりて、猶同し風なりき、彈弓の腹に、黒描にて其當時の遊戯のさたをかけるもの、今も寶庫に存在るに思ひ合せらる。

愛讀諸君に一言を呈す楳邨春來腦痛に罹り久しく
 考案ものを廢棄す故に不得已學科を闕きしは不敬
 を極めたり六月にいたり輕快に赴くすなはち本務
 の旅行に従事し漸く七月三十日歸京の體たらくか
 へすくも疎濶の至りながら實際の事情を憐察せ
 られて請ふ宥恕を垂れ給へ

衣服 (その二)

此後僅に八年を経て、同天智帝の十年に、また冠位の改革を行はせ給ふ。其紀の文中に、事は新律令に具すと見ゆれども、その新律令といふ書傳はらざれば知らるべき由なし。察するに此時は、是まで諸王の冠位の御定制なかりしを、始めて其諸王の位冠を賜ひし事より、臣下の一二に渉るを、かく誌さしめつるにはあらざるか。此後諸王に一位、二位、三位、四位、五位を以て稱せらるゝが如くなり來しなり。而して其一位は、臣下の一位と階を同くし、五位も亦臣下と猶同しかりしならん。諸王の一位を賜はるものは織冠、二位を賜はるものは縫冠、三位を賜はるものは紫冠を賜はりしなるべし。其委き事爰に盡すべからず。されども此時未だ諸皇子には及ばざりしなり。又臣下服制に於ては、從來のまゝながら、禪ニハヒ禪ニハヒまたは脛ハヒ裳ニハヒを加へたるものの如し。なほ諸王も諸臣に同じく、禪ニハヒ禪ニハヒ脛ハヒ裳ニハヒを着せしめ給ひしならん。是等の事は後に至りて、天武天皇十一年の紀に、この證徴とあぼしき事みゆ考へ合すべし。

さて禪ニハヒを着る事、推古天皇十三年の制なりし云々、上文にいひしが如きも、孝徳天皇

臣

小大	小小	大大	小小
建建	乙乙	乙乙	山山
	下中	上中	下中

衣	衣	衣	衣
黒	緑	緑	紺
地絶	地絶	地絶	地絶
無文	無文	無文	無文

又十一年三月より四月の間に涉りて、位冠の制を廢せらる、委しくは紀に就て心得べし。されば諸王、及び臣下の人々、平生朝參するには、麗はしく髪を結ひて、孝徳帝の大化三年に制せられて、平生用る來る所の鑑冠ツボカヅを着せしめたり。この鑑冠は、髻モトケリをくさり結ひて、其上にかぶり居る形容、あたかも鑑ツボカヅの如くに見ゆるからに此名あり、蓋し位冠とても、髻を結ひて結ひ、頭髪をつぼめるものなれ共、専ら頭部ツボリを裝飾カザるかたに屬し、この鑑冠は、髪を結ひて、其髪の亂れざらしめんが爲にかぶるものなれば、容儀の粗略なる事は思ひやらるべし。上文十三階十九階等の下に、この鑑冠の事粗いへり。然るに又六月六日に制ありて、男女始結髮ツボリ、仍着漆紗冠ツボリとなり、結髮の令は四月にありて、十二月三十日以前結訖之、唯結髮之日亦待勅旨の文を見るべし。さてこの

漆紗冠といふは、黒絹を以て爲之とあるものより出て、黒紗ツボリに漆をかけし製なり、大寶の衣服令にいたりて、朝服に皂羅頭巾ソウラク、身縵頭巾ミマなどあるもの、續紀元正天皇靈龜二年の條に、重禁内外諸司、薄紗朝服、六位以下羅幞頭ワカ、云々など見ゆる、頭巾、幞頭ワカみなこの漆紗冠に同じく、其地質のウスムノ、またカトリなど別あるのみにして、幞ワカといひ、巾とあるも、皆つゝひ意なり、これ後世の冠の原質となる。

同十三年閏四月五日、詔して男女衣服者、有襦、無襦、及結紐、長紐、任意服之、其會集之日、著襦衣、而着長紐、唯男子者、有圭冠冠、而着括緒ケツ、揮ヒとあり、この有襦は、衣の長くして膝下にいたる、其すその意、無襦は同じく衣長けれど、腋ワキを缺きて、後世闕腋ケツといふもの意、また有襦は後世縫腋ヒといふ、また結紐ヒ、長紐とあるは、襟エリを固むる紐にして、短きを結紐といひ、長きを長紐といひて、結ひ餘りを長く垂らして、装ひとせしなり。さて會集などの晴日ハレには、有襦を着、長紐を着けて飾りとす。こゝに又圭冠ヒといふものありて、かの漆紗冠とは別なれど、漸く互にひとつ物と混じて、後世冠の原質となる。されば漆紗冠は、この圭冠をいへり、と説ふ人もあるにいたる、能く考ふべし。後世の烏帽子といふもの、この圭冠より出るものなり、括緒ケツ、揮ヒは、袴の裾に緒を貫して、蹠の上

にて括る故にこの名あり、これ後世奴袴ヌハカマといふものになる。この服制は平生服ナツキに屬す、此圭冠キウカンに括緒褌クワツクハは、近時に見る所の、えぼしさしぬき直衣ナカレすがたの權輿ケンイといふべし。又この圭冠キウカンを着し、平常服即ち色制なき衣イを着る時は、帯オビは革製カクゼイを用ゐずして、布フ或は綺帛キヒクの數カズを用ゐ、然して其帶オビは、一重回ヒトヘにして、前マエにて結ムスぶ、これ打解姿ウチトクサマなり。



此圖は圭冠キウカンをかぶり、無襷ムスの衣イを着、括緒褌クワツクハを穿キき、帛ヒクの帶オビを回マし結ムスひたり。萬葉集マンヤク四の卷シノマキに、ひとへのみ妹イモが結ムスばむ帶オビを尙モトメみへ結ムスぶべく吾身オノミはなりぬ」とよみ、又十三卷ミナモトにも、つねの帶オビを三重ミヘむすぶべくわが身オノミはなりぬ」とよめる、みな戀コイやせて、一重回ヒトヘのものなるも、三重ミヘに結ムスぶばかり體ミの細ホソりしにたとへたり。

同十四年正月廿一日、更に爵位シャクイ之號ノカウを改カて、階級ケイキを増加ゾウカし給タマふ事あり、こはかの十一年の改制カクシより、たゞ位冠イカウの稱號ノカウのみ用ヨウる來キりしことなりしを、廢ヘイせられ、諸王シヨウ以上の位イを十二階ジュニカイとし給タマひ、諸臣シヨウジンの位イ四十八階シヨウハチハチカイとし給タマひしかども、其冠ミカウはもとの漆紗冠シヤカウ、また衣服イフクの色制シキセイも、なほ從前ジュイゼンのまゝにして改められざりしを、七月十四日シチゲツジヨウジツにいたりて、初定シヨウテイ、明位メイイ已下進位イゲカゲノシノブイ已上朝服イゲカゲノアサチヨク、色シキ、淨位ジヨウイ已上並着イゲカゲノナラバキ朱華シュカ、云々トコトコの制セイあり、されど冠カウはなほ漆紗冠シヤカウを用ヨウひられたり、相當トウガウをかゝれば、

親	王	諸	王	親	親
明大登	明大登	淨大登	淨大登	明大登	明大登
衣	衣	衣	衣	衣	衣
朱華	朱華	朱華	朱華	朱華	朱華
地緇	地緇	地緇	地緇	地緇	地緇
無文	無文	無文	無文	無文	無文

以上 十二階

正大登 衣 深紫 地緇 無文

有職故實 衣服

諸

務務	務務	務務	勤勤	勤勤	勤勤	勤勤	直直	直直	直直	直直	直直	正正	正正	正正	正正
廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大
參參	參參	參參	肆肆	參參	貳貳	壹壹	肆肆	參參	貳貳	壹壹	肆肆	肆肆	參參	參參	貳貳
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺綠	淺綠	淺綠	深綠	深綠	深綠	深綠	淺紫	淺紫	淺紫	淺紫	深紫	深紫	深紫	深紫	深紫
地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

臣

進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	務務
廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大
肆肆	參參	貳貳	壹壹	肆肆	參參	貳貳	壹壹	肆肆	肆肆
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺葡萄	淺葡萄	淺葡萄	淺葡萄	深葡萄	深葡萄	深葡萄	深葡萄	深葡萄	淺綠
地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮	地縮
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

以上 四十八階

こゝに朱華^{ヒメ}とあるは、淺紅色をいふ、朱華は蓮華の異名にして、花の色あひ似たるより、この名をつく、事物異名録といふから書に、荷、朱華とあるを思ふべし、詩句にも猶多くつかへり、かの上文に辨解しつる、聖徳太子御像の事、こゝに参照すべし、又臣下の色制葡萄とあるは、その實の熟したる、あかく青みある色に似たればなり、倭名鈔

に、紫葛和名衣比と見えたる是なり。蓋し今の俗間に野葡萄といふ、即ちえびかづらなり。又同年十二月の文に、筑紫に遣る防人等、海中に飄蕩して、みな衣裳を失ふ。則ち其防人の爲に、布四百五十端を以て、衣服の料に筑紫に給下す云々と見えたる、衣裳とは、當時上衣と褶と一具せるを稱せり。これ装とある即ち褶なり。朝服としては、襌褶脛裳の類、廢せられしかども、男子の平服、或は旅行などの時には、妨げ無しなり。同天皇朱鳥元年七月に、勅して、更に男夫は脛裳を着よ、婦女は髪を背に垂るゝ事、猶故の如しといふ。こゝに至り再び公然脛裳を用ゐることとなる。持統天皇の三年六月にいたりて、衣裳を筑紫太宰府に賜ふことあり。其装とあるは上文の如く、なほ褶なり。また四年正月に、公卿に衣裳を賜ふことある。その装も、なほ褶の義と心得べし。

同四年四月七日に、冠位の號を諸臣に授けられ、服色の改制ありき。その色制を表示すれば、

親 明廣大壹壹
王 明廣大貳貳

衣 朱華
衣 朱華

地 羅綾 有文
地 羅綾 有文

諸 淨淨淨淨淨
王 廣大廣大廣大廣大
以上 十二階

衣 黑紫 黑紫 赤紫 赤紫

地 羅綾 有文 羅綾 有文 羅綾 有文 羅綾 有文

諸 正正正正正
廣大廣大廣大廣大廣大
直直直直直
廣大廣大廣大廣大廣大

衣 赤紫 赤紫 赤紫 赤紫 緋 緋 緋 緋

地 羅綾 有文 羅綾 有文 羅綾 有文 羅綾 有文 羅綾 有文 羅綾 有文 羅綾 有文

有職故實 衣服

臣														
進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進	進進
廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大	廣大
參參	貳貳	壹壹	肆肆	參參	貳貳	壹壹	肆肆	參參	貳貳	壹壹	肆肆	參參	貳貳	壹壹
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺縹	淺縹	淺縹	深縹	深縹	深縹	深縹	深縹	深縹	深縹	深縹	深縹	深縹	深縹	深縹
地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹	地縹
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

一進進
廣大肆

以上 四十八階

衣

淺縹

地縹

無文

右明位四階は色を改められず、直位以上、縹を改て冬綾、夏は羅を用ゐることゝす、而して其綾羅は、一富一部一富二部などの別あり、又革帶の制を改めて、綺帶とせらる。又白袴を用ゐる事となる、さて一富一部二部などいふは、華文を織成す製法なり、委く爰に盡し難し、また綺は、カムハタといふものにて、製造は繭絲を經緯とし、五色の堅柳條を織成し、幅は一寸五分許より廣からず、次第に狭く一寸許までに至る。たとはばその絲真田といふ物の如し、是も白袴も、上下通じて用ゐる事を聽さるゝよし、文に見ゆ、白袴とは、白縹にて製せしなり、如此制定ありしは四月なれど、公卿百寮の着用して、參朝し初めつるは後にして、七月朔の條に、公卿百寮人等、始、着、新朝服とあるをもて明かなり。

同七年正月二日の條に、是、日詔、令天下百姓、服黄色衣、奴皂衣、と見えたり。こゝに至て、衣服の制あまねく民庶に及びぬ、さてこれより先に、庶人はいかなる色の衣を着せしにかと按ふに、或は黒色、即ち皂色、或は茶褐色などをも用ゐて、一定ならず、又何色

にも染ず、着せしも多かるべし。崇峻帝紀の守屋大連が射殺されて、其軍士の退散するさまをいふ條に、悉被^レ皂衣とあるをもおもふべし。當時豪家の部屬の者、皂衣を着せしならん、民庶の服は、多く織^ルろしのみか、或は染^シなしても、容易なる色もて染しは無論なり。その皂衣は、鐵氣ある泥を以て染^シなり、又黄色は黄^カ蘗、或は梔^子などもてこれを染るなり。上古より貴族といへども、褻の服には猶くろき色をも使用^スふ事諸書にみゆ。天武帝十一年の制には、既く大建小建の衣色と定められき。

文武天皇の大寶元年三月甲午の條經日本に、始て新令に依て、官名位號を改制し給ふ。親王明冠四階、諸王淨冠十四階、合十八階なり。諸臣正冠六階、直冠八階、勤冠四階、務冠四階、追冠四階、進冠四階、合三十階なり。外位は、直冠正五位上階に始り、進冠少初位下階に終る、合せて二十階なり。勳位は正冠正三位に始り、追冠從八位下に終る、各十二等なり。また始て賜冠を停て、易るに位記を以てすとも見え、また服制は、親王四品已上、諸王諸臣一位者、皆黑紫、諸王二位以下、諸臣三位以上者、皆赤紫、直冠上四階、深耕下四階、淺耕、勤冠四階、深綠、務冠四階、淺綠、追冠四階、深縹、進冠四階、淺縹、皆漆冠、綺帶、白襪、黑革舄、其袴者、直冠以上者、皆白、縛袴、勤冠以下者、白、脛裳と見えたり、漸くその趣の

ことになり來るを思ふべし。

親	一品	明大壹	衣	黑紫	地縹	無文
	二品	明廣壹	衣	黑紫	地縹	無文
王	三品	明大貳	衣	黑紫	地縹	無文
	四品	明廣貳	衣	黑紫	地縹	無文
	以上	四階				

從來衣服の地質の制は、久しく繩を用ゐしを、直廣肆以上は、特に有文の綾羅を着するを、聽されし事、上文にかゝぐるが如きも、是にいたりて、更に上下通して、また繩を用ゐる事となりぬ。

諸	正一位	淨廣壹	衣	黑紫	地縹	無文
	正二位	淨廣貳	衣	赤紫	地縹	無文
	正三位	淨廣參	衣	赤紫	地縹	無文
	正四位上	淨廣肆	衣	赤紫	地縹	無文
	正四位下	淨廣伍	衣	赤紫	地縹	無文

有職故實 衣服

諸											王											
從七位下	從七位上	正七位下	正七位上	從六位下	從六位上	正六位下	正六位上	從四位下	從四位上	正四位下	正四位上	從三位	正三位	從二位	正二位	從一位	正一位	以上	從五位下	從五位上	正五位下	正五位上
務廣貳	務廣貳	勤廣貳	勤廣壹	直廣肆	直廣參	直廣貳	直廣壹	直廣壹	直廣壹	正廣參	正廣貳	正廣貳	正廣壹	淨廣漆	淨廣陸			以上十四階	淨廣漆	淨廣陸		
衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
淺綠	淺綠	深綠	深綠	淺緋	淺緋	深緋	深緋	赤紫	赤紫	黑紫				赤紫	赤紫			赤紫	赤紫			
地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	
無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	

また縛口袴と腰装との等級をわかつたには

諸			親				王				臣					
從三位	從二位	從一位	以上	四品	三品	二品	一品	以上	少初位下	少初位上	大初位下	大初位上	從八位下	從八位上	正八位下	正八位上
淨廣參	淨廣貳	淨廣壹	以上四階	明廣貳	明大貳	明廣壹	明大壹	以上三十階	通廣貳	通廣壹	通廣貳	通廣壹	追廣貳	追廣壹	追廣貳	追廣壹
縛口袴	縛口袴	縛口袴		縛口袴	縛口袴	縛口袴	縛口袴		衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣	衣
色白	色白	色白		色白	色白	色白	色白		地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋	地緋
									無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文	無文

有職故實 衣服

王

正四位上	正四位下	從四位上	從四位下	正五位上	正五位下	從五位上	從五位下	正六位上	正六位下	從六位上	從六位下	正七位上	正七位下	從七位上	從七位下	正八位上	正八位下	從八位上	從八位下	正九位上	正九位下	從九位上	從九位下	正十位上	正十位下	從十位上	從十位下
淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣	淨廣
綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴
色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白

以上 十四階

諸

正四位上	正四位下	從四位上	從四位下	正五位上	正五位下	從五位上	從五位下	正六位上	正六位下	從六位上	從六位下	正七位上	正七位下	從七位上	從七位下	正八位上	正八位下	從八位上	從八位下	正九位上	正九位下	從九位上	從九位下	正十位上	正十位下	從十位上	從十位下
直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣	直廣
綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴	綳口袴
色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白	色白

この衣服の制の事は、衣服令にも載せられたれど、今のは養老の刊修なれば、大同小異あるを思ふべし。又直冠以上の朝服着たる圖を示さん。冠は身羅シラにして、帯は綺なり、さて襦ある上衣ウヘノキ即ち縫腋ヌイを着ふくらぎたる袴は、いはゆる白の綳口袴にして、黒革の馬ウマを穿ち、笏シヤクを把カる所なり。





令に漆冠とあるものは、黒色の羅にて製り、漆もてぬりたるなり。朝服の條下に、一品以下五位以上、並身羅頭巾とあると同じ。またかの衣袍に、繩を用ひしは、遙に後なる奈良朝にいたり、聖武天皇、孝謙天皇兩御代は、涉れる遺存品の種々、今も奈良の寶庫に御保存中に、繩の深紫袍のあるを觀る。されば當時までも、なほ繩を使用ひしものなるべし。また勳冠以下の朝服着たる圖を示さん、これも冠は身羅にして、帶は綺なり、さて鬘服の上衣を着袴をからげあげて、白の脛裳をはき、黒革烏を穿つ所なり。



慶雲三年二月己亥の條に、五世王の朝服は、依格始て淺紫を着す、とみゆ。これこの時、諸王の衣服の色を増して、五世王の無位のほどは、服色を淺紫と定められ、なほ昇進の次第に従ひて、赤紫を着するものとせられたり、其五世王は、皇親に列せられ、故なり。これよりさきは、五世王は、王名を得るといへども、皇親之限にあらざるとせられ、此時制七條あるうち、親之恩を願念すれば、絶籍之痛に勝へず、自今以後、五世之王、皇親之限に在りといふ事ありて、この服飾の事にも及べりしなり。同年十二月己卯の條に、和名日本勅勅有て、令天下脱脛裳、一着白袴、といふと見ゆ。従前の勳冠以下、朝服の脛裳を始めて、民庶に至るまで、一に脛裳を脱せしめ、皆白袴を着す。

る事とせられたる。但し此制は朝服、制服に用ゐる所の服装を廢せられたるにて、庶民通常の所用まで廢棄せられたるものにあらずと心得べし。文に天下脱服装云々。とあるは、全く推入の制服の服装なり。これより、うへの袴は皆白色となりしなり。衣服の事、時勢によるて變態沿革ありて、これを詳かに心得んとすれば、一朝一夕のまなみにあらず、また大かた大寶令のうちには收載られたる、衣服令のかたの沿革は、何れ世間にも、其考證論說などなきにあらず。さればむねと令前の沿革を、一むねの流かへば出て、此すぢの道びきずさになせんとすれど、猶いまだ解き盡しがたきものもありて、あきらめられぬと、まづ此あたりにて、一まづ筆を置く。



衣服 (その三)

其二にいふが如く、大寶年間制定し給ふ、衣服令の本文を読み見て、その明文を心得、さて何くれと解説書に就てさとりべし。蓋し奈良朝に於ても、なほ屢改定の制ありて、或は袖口の廣くせまく、或は天下の衆庶をして襟を右にせよなどいふ、勅令ありし事など、今はすべて畧してこゝにはいはず。さてその衣服令に、禮服といふものと、朝服といふものと、制服といふものをわけられたるが、禮服は全く孝徳天皇の大化年間に、唐代の制度を摸擬せさせ給ひし、そのから風の衣服にして、朝服といふもの、わが國固有の衣袍なり、これ即ち東帶といひ、後世に正服といふものとなる。論語の公冶長の篇に、東帶立於朝とある、その名稱なるべし。いはゆる王公貴顯の參内する時は、いふに及ばず、公事大節會など、晴れの儀式には、かならずこの服装にて、冠を正して朝にたつなり。

東帶するときは、上着をウヘノキヌといふ、其一二にあるしたる袍これなり。さてこのウヘノキヌ、文武官の差別ありて、文官のさるものを縫腋ホウヤクといふ、こは衣の腋をぬ

ひつむる調製の名にして、倭名鈔にマツハシノキヌとあり、まつはしとは、その腋を縫ひまつはしたるゆゑに、この名あるなり、上に略いふ如く、奈良朝の袍は、そのたけも其着る人の身たけのみに短く、幅も袖も狭くして、袖口の廣さは八寸、乃至一尺、又一尺二寸までに、其人々の大小體にて、この差別ありしが、大かたの制度なりしに、平安遷都の後、漸く花奢を事とするとくなりしかば、その身幅いたく廣く、袖口なども二尺或は三尺餘にも及び、其着たけのすそに、襷といふものを横幅に大きく附そへたり、襷はスソの意にして、これも既に縫腋の襷ある上衣を着せし事、其二の圖にもまめせるが如きも、其時はいまだ簡短なりき、またその四位以下、武官のさるものを闕腋といふ、こは衣の袖より下の兩腋を縫はず、襷をも付ずして、うしろの身を長く調製たり、これをワキアケノコロモと倭名鈔にあり、これ即ち武官が節會、或は行幸供奉の時などに着用す、蓋し武官といへども、平生はなほ縫腋を着して、儀仗の日には右の闕腋をもちあるなり、この闕腋の上衣を着し、袴をからげあけたる圖も、其二の圖に示しおけれども、縫腋、闕腋、ともに平安朝よりこのかたのものは、そのかたちも廣く大ぶりになりて、今見る所の近世の袍にちかくうつりこしなり、さて袍の

地質染色の事は、其一二にも上代の時のものは、あはるしおけるを、これも次第々々に沿革ありて、一條院御時代寛弘以來は、四位以上みな一色の黒袍となりて、五位の緋袍は蘇芳となり、六位の青衫も八位と同じく縹となりて、七位以下は服色の制すたれたり、かの源氏物語を紫式部ものし、枕草子を清少納言かきとめし同時代ごろよりは、一位より四位にいたるまで、黒色、五位は蘇芳、六位以下は縹色などの、僅に三色となりぬ。

袍の地質は、上代はみな緇なりしこと、其一二に、あはるしおけるが、既に淳仁天皇の天本實字四年十一月より、大臣以下參議已上は、夏は羅、冬は綾と定められたり、然るをこれも平安朝時代には、五位以上、冬は表綾裏平絹、夏は穀、おりを着し、六位以下は、夏冬ともに無文の穀織を着るが如くなれり、又五位以上の袍の地文は、別に法制あるよしにも見え、古くは雲鶴、また藻かたばみなどの文様多し、この外に轡からくさ、輪あり、輪なし、輪ちがひなど、まづ通例となれるが如し、四位以下は、輪なしをつくる、なほ後世となりては、別に異文の袍となへて、任大臣の後は、家々の文を定めて、着ずるがやうになりもて來たり、大かた雲たてわく、或は臥蝶、龍膽の類、この外種々あ

りて枚擧に違あらず、織文圖會といふ圖本に就てわきまふべし。冠も、漸く時代を逐ひて、製作に沿革あり、冠帽圖會、裝束圖式などに就て辨ふべし。次にもいふ。

袴は其一に、下衣といひしもの、又其二に慶雲三年十二月に、天下に令せられて、モツハフ一に白袴を着せよとあり。その頃までは、袍と同色のものを着用せしもの、如し。又別に白縛シロキ口袴クチカマといふものを着用せる圖を、其二に出せり。蓋し大寶の衣服令の禮服中に、白袴とあるものとは、區別あるに似たり。上代の下衣を即ちウヘノハカマといひて、表袴の字をあてたり。このウヘノハカマの稱は、中古となりて、此下衣の下に、大口オホクチといふ袴を重ねて佩くが故なり。さて此表袴は夏冬ともに表白裏紅と定まれり。三位以上の人は、窠カにあられの文織のものを着す。これも晴の時はうさもんといひて、うけ織のもの、平生の時は固文カタコトといひて、地文に織り沈めたるものなり。又老年の人は、八藤ヤスフジの文様のかたもんを用ゐる。又四位以下は、白張の平絹にして、裏はいづれも紅の平絹、或は板引といふものにしたるをも着く。蓋し四位以下といへども、禁色を聽されし人、或は藏人などは、公卿に同じく有文を着用す。又こゝに其赤大口の下袴の

事をいはん、この下袴は、公卿殿上人地下の人に至るまでも、凡そ束帶といふ時には、必ずこれを下に着す。こは夏冬の差別なく、表裏ともに紅の平絹なり。たゞ白裝束の時、白平絹を以てこれを調製す。裁縫全く表袴にことならされど、股の所を縫ひつづけて、表袴よりは細げに短くたてたり。

今こゝに、冠またウヘのきぬ、ウヘの袴、其下の大口袴など、束帶といふ正服のうはぎに屬するものをいへり。これよりかへさまに、裸體ヌカダミの内部ウチより、外部ソトへかけて、重ね着べき順序をのべん。まづ第一に內衣ウチガキ、これも夏冬によりて、ひとへ又重ねもあれど、色地質は白絹か、また白布などを着す。第二に大口の赤袴。第三表袴。第四に單ヒトヘ、或はあこめといふものを重ねても着る。第五に下襲シタカサ、この後の身ミたけを長くひくを裾スジといひしが、後世は、裾といふもの別に製りて着る事となる。さればその下襲に附屬して、裾スジを別につくとすれば、裾の紐ヒモにて腰を結ぶ。裾つげざりしむかしは、帯にて腰を結ひしなり。第六に半臂ハンベを着る。これもわすれ緒ワスレヅナといふものをつけたれば、其わすれ緒にて結びあひる。第七に、ウヘのきぬ、いはゆる袍ロウを着る。後に尻シラ作りヅクリといふものをなす。これ俗にハコエといひて、少しくふくらかし、よくため置くなり。又襦スの高さなど、

恰好よるじきほどを見計らふ。第八は石帯をさす。又魚袋をかくる事あらば、この順なり。第九に帶劔平緒を結ふ。これ即ち東帶すべき。内より外へ衣裳をかざれる順なり。

冠は、其一二時代のものは、幘或は幘頭などいひ、天武帝の御時代より、追々漆紗冠といふもの、或は鍔冠或は圭冠などいふもの、うちまじりて、その漆紗冠は、紗にて製り、さて漆をひきしものなるが、これ後世の冠のかたちの権輿ともいふべきのみ。又圭冠は、後世をばしの権輿なるべし。又冠の製作後世には、甚く装ひまさりて、厚びたひ薄びたひ透びたひ、半すきびたひの品あり、またおひかけなどいふかさりもありて、其ごまかなる事は、諸書に見ゆ、また其地に、有文無文あり、人品によりて差別を立、五位以上の人は、有文、六位以下は無紋なり。また纒といふものあり、冠の後は、ねて垂れたるもの、名なり。これに巻纒あり、垂纒細纒あり。又柏夾など、種々の装ひかたありと知るべし。さて次に、東帶の用具、上文に擧たるもの、解脫を畧試みむ。單といふは、相といふもの、下に着る。あこめはあひこめの意にして、其物この物のあはひに、さめ着るまじり、此稱あり。されば其場合を、時節はまたがひ、着こむ事あり、着

ざる時もあるなり。さて單は、その稱の如く、いはゆる一重にて、裏なき紅の綾地の、張りたるものにて、製る。若き人は重菱の文を織る、年古き人は遠びし、極老の人は白色にして、地文は同じほどなり。こは男女ともに着かさぬるものにして、內衣の上に着、さてその上に、あこめをかさぬるものとす。蓋し夏季はこの單の下に、汗取を着す、其汗取といふは、單より寸尺短く、布にて製る。後世これを大帷といふものとなる。この大帷は、遙なる近時のものにて、通例冬春は白布、夏秋は紅の布なり。この汗取とて、夏のみ、單の下に着たりしが、一變して、ちかくは小袖の上に、夏冬通じて着し、或は單相下がさぬを略して、この大帷に、單と下襲の襟のみ、又袖には單の袖のみを縫ひ付けて用ゐるものとなる。實に甚しき大畧なり。されば中古の草子物語などには、此物の事をいはざるは、如此變態のものなればなり、心得おくべし。

相は、略上にいふが如く、下襲の下、單の上に着こみしものなり。近時の小袖といふ物にあたるべし。寒氣のをりは、綿を入れて二枚三枚も重ねしこともあり。然るに後世は、たゞ東帶の具に用ゐるものとして、着る事着ざる事あるものとなる。又四八九月の頃は、裏を取はなみて、ヒヘギなど稱する事もあり、これ古今の沿革の大略なり。

なほ心得おくべきものなり。さて相の地質は、小葵織文の綾を表とし、平絹を裏とす。表裏ともに平生は紅色なり。若き人は萌黄、また薄色の類を着る。これを染あこめといひ、老たる人は白きを例とし、織文も遠とほびし。若き人は志まげびしを用ゐるなり。下襲シラセは、半臂の下に着して、後の身みたけを甚だ長くひきて、袍ハコの下に出し、練歩する装ひとなす。されば中むかしの草子物語に、下がさねの裾すそひさちらしとも、裾すそうるはしく、織オリひなどもかけり。然るにそのすそを、音讀にキヨともいひて、後世下襲の腰より以下を絶ち切り、別にしてこれをつけ、又下がさねを略し、上にいふが如く大帷オホフキに下襲の襟をつけ別にキヨのみを着けて、袍を着るが如き變態となりなき。さてこの下襲の地文、及び色目には、種々の説もあり、要するに通例三位以上の公卿は、冬は表白綾にして織文は臥フシ蝶マの丸なり、裏は黒にして、織文は菱の類なり。また夏は穀コちりの一重地、織文は菱の類、色目は蘇芳を用ゐるが如し。四位以下の殿上人は、冬は表白の平絹、裏は黒き平絹なり。夏は無文の穀織、或はすゞしの平絹、色目は二藍などをもちゐるが如し。さて又中古以來、服色の制度ゆるがせにして、殆廢れしが如き實際となりしかば、その下がさねの裾を應用して、長短を以て大臣、納言、參議などの階級をさ

だむ。蓋しこの事、既ス村上天皇の天曆テンリキごろ、より沙汰ありて、下襲シラセの後ウラを袍の裾より出す事、親王は一尺五寸、大臣は一尺、納言は八寸、參議は六寸とやうに見ゆるは、いまだ織ち切らざる頃なるを、後漸く年月を経て、後三條院の延久二年の宣に、大臣七尺、納言六尺、參議五尺、四五位四尺と定められたり。按ずるに此頃より、別物を付る事となりしものならん。又遙に年序を歴て、順徳院の建曆二年の制に、大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議散三位七尺、四位以下二尺とあり。又後堀川院の寛喜三年の定に、六尺乃至二尺を縮めて、大臣のを八尺とし、其外もこれに准して短くせらる。其後又長くなりて、大抵關白は一丈二尺、大臣、大將は一丈、以下は建曆の制と同じかりき。又近來徳川幕府の時代、諸大名等の束帶せしにも、四品以上は腰より以下九尺ばかり、五位は六尺ばかりにして、石帶の上手にかくる事、四品は二段、五位は一段にかかりき。よゝはた想ひ合はすべし。

半臂シラセは、もと唐服をうつされしものなれば、この物の名稱音讀にして、和名なし。袍ハコの下に、下襲の上に着るものなり。長さ三尺ばかり、袖幅僅に一寸五分ばかり、實に讀み字の如く、臂の半にいたりいたらぬほどなり。この物古き製にして、今も奈良の正

倉院御保存裝束の中に、袍袴ある事、其一二にかゝげ出せるが如きを、なほ半臂も存する事、みな天平勝寶年間、かの大佛開眼の四月九日調製のものなる疑ひなし、今世の半臂には、下に襦とて、幅七寸ばかりの絹をつけ、左右の腋に十二づゝの襷をたゝみ、背の方にも二所、六たゝみの襷ありて、下の方を上の方へ折り返し置くやうに、製りなしたれど、天平の古物は、恰も今の洋服のチヨッキといふ品の如く、至極短く、襦などある事なし。こは內衣より外部へかけて、着かさねたる服を、この半臂にてまばりつくる意味のものならん、天平の古物には、表の方に絹地をたゝみし紐ありて、結ひまむるが如くつくられたり、今の製の物も、忘れ緒といふものにて結ぶなり、さて地質を尋るに、三位以上は、冬は小祭の織文綾にして、夏は三重だすきの穀織文を用ゐ、四位以下は、冬は平絹、夏は無文の穀ありなり、さて屬る所の襦といふものは、羅を用ゐたり、色目は深紫が本式なれど、中古以來は、五倍子染と變したれば、全く黒色の如く見ゆ、奈良朝の古物は、緋の臍縷にて最も美麗なりしが如く、今も見えたり、さて裏地は水色を通例とす、又四位以下は、夏の料に二藍にそむる事もありといふ、然るに、中古より東帯に半臂を略して着ざる事まゝあり、其事種々見えたる中に、

一條禪閣の桃華藥葉に、黒半臂、近代冬は一向略之、舊例も、壯年の人は半臂を着ず、老者は必ずしも然らざるよし見えたり、夏は大畧これを用ふ、表衣がひとへにて透き透見ゆる故、殊さらば着用す、但し襦をば略之、關腋の袍にあらざれば、襦までは見えざる故なり、と見ゆ、近き世となりて下襲すら略せれば、半臂を略するをば何ぞあやしむにたらんや。

袍ハカマの事は、最初より論説し、また上文にも近時の調製の概畧をかゝげたり、石帯は、東帯の物の具する時、いはゆる縫腋、關腋の差別なく、着用の革製の帯をいふ、その石帯といふ所以は、倭名鈔に、今按、革帯以其所附金玉角等爲名、故有白玉帶、隱文帶、馬瑠帶、中興紀伊石帶、出雲石帶、越石帶、斑犀帶等之名とありて、其玉石類を裝飾とせしめ、是に此稱あるなるべし、されば其製、黒革帯の後にあたる幅の所に、方また圓きかたちの玉、或は石角の類を、十個ばかり綴ぎつけて、左の方の端に、鉸具となづけ、て、今云ひテ、ヨリガネにてひきしむる躰にせしものなり、さて其の玉、或は石角の如き、方なるを、巡方といひ、圓なるを、丸鞠といふ、この巡方、丸鞠に、有文、無文の差別あり、有文とは、鬼獅子、或は唐花、唐草、唐鳥、また蠻繪などを、高ぼりに彫刻したるをいひ、無

文とは彫りなきをいふ。又彫りがたの今俗ケボリといふものはしたるを隠文と名づく。此類の玉石を白き糸を以て、十字形にからみ、さて其の革帯に綴ちつけたる事上にいふが如し。蓋しこの玉及び石角等を以て、かざれる革帯その人品の尊卑によりて、差別あるは無論にして、事は延喜禪正式を始めて、諸書に見ゆ。さて又この帯の調製古今沿革あり、なほ服飾圖會裝束圖式などの圖に就て辨ふべし。魚袋といふものも支那の模擬品なり、たゞに位袋といふ袋をつくる事は、元明帝の奈良時代に始りたるを、此魚袋は平城遷都の後、嵯峨天皇の頃より起りしもの如し。さて其後は、節會、また大嘗會などの式日の服装として、石帯にかけて腰にさぐる具となる。又金魚袋、銀魚袋あり、金は諸王の五位以上、諸臣の參議三位以上これをさげ、銀は諸臣の四五位の輩、さぐるに定まれる事、延喜禪正式を始めて、諸裝束の事かける書に見ゆ。さて魚袋は何の用をなせるものかと問はん、に、唐朝にては、魚符といひて、諸臣宮中に入出する時、合せ見て證とせし符契なれば、袋に盛て帯に繋けしがもとにして、又其後は、たゞ飾物となりしなり、其こゝにいたる委しき説は、盡すべきにあらず。吾邦にても、そのもとなほ符契とせしものになん。

東帶の時に帶する劔は、之をかざりたちといふ。延喜禪正式に、凡、番劔、大刀、五位已上聽之、とみえて、大かたの調製、その鞘を紫檀、また沈などをもてつくり、螺鈿、かながひなどにて飾り、蒔繪を施して、さまざまの美麗を盡すものとなれり。中古以後は、大臣ほか、がね作り、大納言は、しる金作りなりしを、足利將軍時代より、大にみだりになり來ぬるよし、桃華、葉葉にも見えたり。さて平緒といふものは、もと太刀の帯にして、平たく組立たる緒なるからに、此稱あり。腰帶の事は、古々奈良朝以前にわたりて、度々制ありしが、この平緒は、貞觀十六年の制に、五位以上唐組、六位以下綺新羅組とあり、後世のひらをとといふもの、長さ二尺餘り、幅三寸ばかり、捻り糸にて組たるに、色糸を以て、さまざまの文様を刺繡ひ取りたる、全く太刀の帯とは別のものにして、前に垂るものとす。さてその前は垂るゝ所を垂と、なづく、本來一筋につゞけるを前にて結びたる、帯なるがらに、今いふ垂は、即ち結び餘りたるはしなり、然るを後に截ち切ると、一種のものとなす。なほ續き平緒のものもなきにあらねど、皆ふるき品なり。なほ平緒の類は、紫綾、青綾、樺綾、蘇芳綾、紺地、萌黄地、紅梅地などいふものあり。紫綾は、紫に白の糸を打交ぜたり、其他准ひて、むきまふべし。文様も大かた、桐、竹、鳳凰、或は唐鳥が

ら花うぐいす、孔雀、或は四季の花などを繡へり、身の尊卑、また年の老若などにて、此類を取まかなふものと知るべし。

笏といふものは、孝徳天皇の御時代より、唐風を模擬して把らさしめ給ひしなり。さてこの物の稱呼、忽なるを、倭名鈔にも、音忽、俗云、尺、手板長一尺六寸、闊三寸、厚五分也とありて、サクと稱へたり。此品に牙と木と、兩様あり、最初は五位以上は、牙笏を把らしめ、六位以下は木笏と定めさせられしが、中古以來は、禮服の時のみ、牙を把り、平生は木のみとなりぬ。くはしくいは、古今にわたりて、形象及び寸法も、聊相違あり。東帶の時に穿く履を靴のくつといふ、足を收むる所を黒革にて製し、上部を蓋、薇錦といひて、ばらの花形織りこみたる文様ある錦をつけ、さて靴帶とて、革の細きものに金具をつけて締むるが如く、調製たり。これすべて正式の時に用ゐる靴なり、また襪といふものあり、こは下履の意、音便にシタウツといふ。東帶の時は必これ穿く。東帶ならぬをりは着せず、その調製かたは、白き平絹の張りたるを以て、これを縫ふ。全く今世穿く所のクツシタと同じくして、足袋の如くに、大指と他の指との所を、ひらくる様には、縫はぬものとす。さてこの下履をまづはきて、後に靴を穿く事、全く今

日の杵はく前には、まづくつじたをはき、さてくつをはくに同じきさまなり。

已上はつらね述ぶる所、わが帝國固有の衣服を取もちゐしもの、なごり、即ち衣服令に、朝服となづくる所のものなれど、歴世久遠をすぐるまゝに、大に沿革あり、調製裁縫の長短廣狹、上代に異なるものながら、まづ東帶部としてかゝげつ。

衣服 (その四)

其三には、衣服といふ物のととのひたる、諸皇子、諸王及び諸臣一位以下の正服となづくべき、束帯の事を近古の有さまより、維新前までに通じて、あら〜いひちきぬ、然るにこの稿を起しつゝ、熟く思へば前後していと畏きわざながら、古代の歴史、或は此すぢの書に、至尊の御服のこと何ひとつさだかにしるされたるものなし、聖武天皇は、天平四年正月に、始て冕服といふからぶりの御冠御衣をめされしよし、はじめてしるせり、必竟此すぢの書は皇子諸王或は臣下の服制にとまりたるもの如く、大寶令にいたりて、衣服令にはじめて皇太子の御禮服、親王諸王の御禮服につらねてあげたるを見る、さればちのづからの時勢にて、あとながらも此項には、至尊及び皇太子或は皇后宮などの御服の事をいさゝかするさんとす、
 天皇陛下の御服は、かの大寶の衣服令には、皇后宮ともに其御制を闕略す、こはかしこき至尊の御うへのすぢなれば、かゝるべきものか、されど同しき大寶の喪葬令及び令集解によるに、上古以來帛の御衣をもちひ給ひしもの如し、帛の御衣といふ

もの、今も大嘗會の時にめし給ふ御服にして、すべて白色の御物の具なり、もとより新舊、その時代によりて、調製裁縫の沿革は、決めてあるべからむ事、いふまでもあらざれど、東京帝室博物館に、帛の御衣をつらねられたり、心あらん人は往て拜觀して、その餘薫をあふぐべし、又弘仁の御制によるに、大小の祭祀、及諸陵の奉幣にも、この帛の御衣を召し給ふ、又貞觀儀式、西宮記などに據るに、黄櫨染といふ染色の御袍、及び麴塵といふ染色の御袍を、大小の朝禮にめし給ふ、その兩種の御袍に織文あり、いづれも鳳凰麒麟、桐竹をよきほどにかたちどり、一部々々に織出したるしたるものなり、御色目及び文様のかたなどは、例の織文圖會、裝束圖式などにみゆ、又からぶりの御衣、及び御冠は、上文に畧いふ聖武天皇天平四年正月に、始て冕服をめし給ふ、其後は御即位、或は元正朝をうけ給ふには、袞冕十二章服をめし給ふ、これ即ち禮服といふ、此御服は後世及び今時の御即位の時の御禮服もみな同し、冕冠といふものは、禮圖は冠帽圖會に載せ、袞龍十二章とは其御袍の文様にして、この圖及びいろめも、禮服圖といふものに載せたり、拜觀して大かたを心得べし、又御直衣あり、御引直衣といふ、

衣服 (その五)

東帯に次て、平服といふ装ひありいはゆる正服に對する名なり。まづ布袴衣冠といふ、公式のものならず、これを私服ともいふべし。又褻の服あり、直衣、奴袴の類をいふ。これらも中古このかた沿革なきにあらざれば、一わたり心得おかざるべからず。布袴は東帯に次ぐべき服装の名なれど、全く布製のものにあらず、雅亮裝束抄に、衣指貫うるはしく着て、其上に下襲着て、袍に尻作りて、帶さして、笏を持つなり。とあるにて心得べし。大鏡に、頼忠大臣は、直衣にて參内せず、奏聞すべき事あらば、布袴にて參内するよし、かの大臣の勤王の實義をいへり。まづこれらにて其直衣の如き、褻の服ならぬを辨へかし。又桃華藥葉に、布袴、事常の袍に下襲指貫を着る。是を布袴といふ。着用の事は、可隨先規也。布袴の時は、無文、九輪、帶、野太刀を帶すとある。無文、九輪とは石帯の名なる事、その三にいへり。さればこの服装は、冠を着、大かた東帯のすかたは、せ、只表袴をはかて、奴袴をはくのみことなり。また衣冠は、その布袴に次ぐべき、服装ともいふべきものならん。とは文武の官に拘はらず、總腋の袍に、衣、單帷を重ねて

奴袴を着し、檜扇を持つ。夏はかほ極りまで、通常の扇なり。もとより冠を着ず、これを衣冠といふ。布袴の異なるもの、下襲を畧し、笏を把らて扇を持つなり。さてこの衣冠の服装は、公事にあらずして、尋常の參内の時に着す。蓋し四方拜、春日詣、競馬などをりには、この衣冠に、笏を把るならひな。ともいふ。それこれ心得おくべし。褻の服に着る所の直衣といふものは、東帯の袍によく似たれど、袍は其三にいふが如く、公事正式の時の晴装ひの料にして、着する時は必ず冠をかぶり、石帯をおひ、後にハコエといふものを立て、表袴をはく。定めなるを、直衣は異りて、烏帽子をかぶる。帯も、直衣と同じ織物にして、冬は裏あり、夏はうらなきものなり。さて後にハコエを立てず、袴もさしぬきといふものを穿くなり。されば上にいふ如く、かしこくも至尊を始め奉り、攝家、大臣かたは申に及ばず、貴人たちのつねに用ゐて、安らけき服なり。これに直衣の字を填てたるは、禮服正服などいふものに對して、タマの衣といふ義なり。さるは古言にタマといふ意を、ナホといへり。只人といふを、ナホ人といひ、タマタマを萬葉集にナホくといふ事あり。ナホザリのナホも、此意にして、この他例證多し。この意味を以て、ナホシといふとの説よくあたれり。當直衣なりとの説はいか

いさて地質文様等の事は、桃華藥葉に、童體の時は、白浮織物の直衣衣は、小葵、裏は濃紫也、元服の後は、白志々良の綾文は、浮線綾、丸裏は、平絹、染色は、年齢に随ふ、若年の時は紫、次は薄色、次は淺黄有淺、老者は志々良白綾、或平絹を用ふ、裏はいづれも平絹也、夏は穀文は、三重襷色、又年齢に随ひて、紫、薄色、淺黄、老者は張平絹を用ふ、或、無文の薄物を着用す、烏帽子直衣は、大納言以上、參院の時着之、但可蒙勅免、於私者、依便宜用之、無子細、淺位之人、着、烏帽子直衣事、大井川逍遙之時、藏人、頭着、烏帽子直衣、其外無例と見えたり、上文の如く、烏帽子直衣は、公卿内々にて着用は、仔細なけれど、公然と畏き御前などへ參るは、三位以上の人、或は參議などに限る、それも勅許得たる後の事也といふ、委しくは禁秘御抄を閱覽すべし、蓋し參内には、冠を着用するを例とす、これを冠直衣といふ、又直衣には、立烏帽子を着用す、三條西家裝束に假令冠直衣にて内に參り、直に院參の時、烏帽子を改めて着るべきよし、諸書に見ゆ、と記されたり、小直衣といふものあり、狩衣直衣とも稱ふ、これ狩衣に襦を付たるものなればなり、地質文色等は、大かた狩衣に異なる事なし、尋常は浮文の織物、夏はすゝし、冬は練衣なり、又固文の織物、並に練の薄物は、夏冬通用す、その中、浮文は、繁もん、かた文は、遠文

なり、こは文ながら、繁く細きと、あらく遠よりて見ゆるとにて、此稱あるなり、此小直衣は、上皇も召されしよし、増鏡にも見え、又桃華藥葉にも、年齢によりて計らふべし、風流の小直衣は、法令なし、狩衣指貫に下括は、常の事なり、小直衣に下括する事未だ勘へず、杯あり、室町將軍も着用の例なりとなり、近時は、多く着用するものとなる、奴袴は、讀て字の如く、古くは、奴僕ヌボの着せし袴にして、裾高くかゝげ、走るにも便よき様に調製たり、然るに中古以來、公卿の服となりて、綾織物の地質を用ゐる物と思へど、布を以てするが本義なりし也、さて此を狩衣の下にも用ゐる事なれど、なほ無文の平絹にて製せりき、綾總物の地色文様などの制は、裝束圖式に就てよく觀べし、かじこくも、至尊の召給ふ文は、策サシにあられ、雲立クモタテわく、また仙洞は、八葉、菊、雲たてわく、鳥襷等なり、禁色を聽りたる人、また少年は、紫二重織物にして、文は龜甲カメカマに臥蝶フシテフなり、壯年は、鳥襷、色は紫、又薄色、或は藤、丸の織物などを用ゐる、浮織ウキオリ、固織カタオリは、官位また年齢によりて差別あり、中年以後は、うす色の綾文は、藤の丸なり、又裁縫は、袴の紐を腰といふにウハザシあり、後に腰板ウシロを入れず、裾スズメに括り緒ありて、其緒のさしやうは、裾に穴を穿ち、緒をさし通し、狩衣の袖くゝりの如くす、古くは、括緒の端を、總角ソウカクなどに結ひ

て引さげたり、然るに後世は裾を袋縫にして、其袋の中へ緒を納れてくゝる。狩衣といふは、公家にて鷹狩カカ或は旅行、また蹴鞠などの時着用す。蓋し公家のみならず、武家も着用せり。此一名を狩襖カカともいふ。大寶令を按ずるに、襖といふものは、武官の着つる關腋カカの袍の別名なれば、元は其襖の一轉せるものならん。されば始は文官堂上の着用せざりしものにして、延喜禪正式にも、裁絹絶カカ爲カカ狩衣袴悉皆禁斷の文ありて、布もて調製するが本義なりき。然るに其後は、禁弛びて、公卿達の絹絶もて之を裁縫カカさて風流花奢を盡し、事、中古の物語雜史などに散見す。其有やうは、狩衣の染色重ね方に、種々の風流名目も出たり。終に冬は裏あり、夏はすいし、紗などいろくあり、古記の見る所、五位以上は織物、六位以下は無文などあるを、近時は六位の人も織物を用ゐる事となりぬ。これも老若にて紅梅萌黃などの浮文、固文、かの浮もんは繁く、かたもんは遠くなど、直衣の條にいひしが如き地質なり。袖括カカは、十五歳未滿は毛ぬき形、また若年は薄平の組、萌黃、紅、紫等のうち交ぜの類種々あり。又裏は表の色に同じ、此外名あるもの、表裏ことなるも見ゆ。さてこの衣、大納言以下専ら着用し、武家にては諸大夫これを着す、されど後世公武の制、少しく區別あるが如し、また腰帶

は狩衣の色に随ひて、其されを使ふ。蓋し白裏の狩衣を着る人は、白帶なり。又この狩衣に屬する袴を、狩袴といふ、即ち指貫カカなり。色は淺黃の平絹無文を以て通常とす。蓋し晴の時は、紫すそご、紺むらご、二重織物カカ織ものなどを用ゐし事、増鏡にみゆ。他書にもなほあり、公家は多く織物、武家は文なきもの多し。

布衣といふも、狩衣の事にして、上文に引く延喜禪正式制の文意にて明らかなり。然るに後世布製のもの、は下郎の服となりつれば、足利將軍時代、その將軍の從者に布衣の役と名づけて、布狩衣を着せしめて、將軍の帶劔を持たしたり。又徳川幕府にては織文あるを狩衣といひ、無文なるを布衣といふ。これ必ず布にあらざるも、前代の名を因襲して、其本品を採擇せし一時の政略ならんかし。

烏帽子カカは、上代に於て禮冠の下に被りし、頭巾といふものの餘風ならん。さるは凡そ延喜年間より、冠と帽と別になり、冠は正服以上のものを用ゐ、帽は平服に屬するが如くなりしかば、家居には帽をかぶり、參朝には冠をいたゞくが習ひとなりぬ。西宮記に、太上天皇、或晴時着之、自餘公卿以下、喪時所用也とある。これその高貴の烏帽子を被り給ふことをいひそめたるか如し。なほ諸書に家居に烏帽子着たりしをい

62
392

へるもの多し。されば始は黒絹にて袋の如く縫ひしものなり。然るを鳥羽院の御時代、花園右大臣有仁公と任せ合せられて、烏帽子を剛く作りそめ給ひしよし。今、鏡に見えれば、それを以て烏帽子の剛はくなりし始めとす。按するに、天武天皇の朝に、圭冠といふものを制せられたるが、これ漆紗冠の別種なり。これら若しくは烏帽子の權輿にあらざるかの疑ひあり、こゝに一言を附してなほ紀念とするを、能く考べし。さてこの烏帽子には、種類いと多く、まづ立烏帽子あり、長烏帽子あり、風折烏帽子また侍烏帽子あり、細えぼしあり、揉烏帽子あり、この部屬は梨打あり、引立あり、折えぼしあり。またさびえぼしなど、其くはしき事は、此すぢの書につきて心得べし。さてもかの直衣指貫を着する時に立烏帽子をかぶる、これ烏帽子の本義なり。また立烏帽子及び風折えぼしは、公家にもつねに着給ふ。狩衣の時には、風折をかぶるが如し。侍烏帽子は専ら武家にこれを用ゐる、即ち素襖を着る時にかぶるなり。細えぼしも猶武家にて直垂を着る時これをかぶる。もみ烏帽子、また武家の兜下といふにこれをかぶる。その部屬みなかぶとしたなり。さびえぼしのさびは、鍔の事にして、大さび、小さび、横さび、柳さびなどいふ名目あり、枚舉に遑あらず。

